

みつめよう 子どもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり

第2期 筑前町 子ども・子育て支援事業計画

<令和2年度～令和6年度>



令和2年3月
筑前町

はじめに



筑前町は、豊かな自然を有している一方で、福岡都市圏や久留米広域圏と隣接し、また上下水道や道路等の生活基盤の整備が進んでいるなど、利便性が高い町となっています。企業誘致や宅地開発が進み、全国的な人口減社会のなかにおいて、筑前町は人口を維持しています。

しかし、筑前町においても、家族形態の変化や就労形態の多様化、また地域コミュニティ意識の希薄化などが進み、子ども・子育てをめぐる環境も大きく変化しています。

少子化が進行する中でも教育・保育に関するニーズは高く、また身近な地域に相談する相手がいないため孤立化し、子育てに不安を感じる家庭などもみられることから、地域をあげて、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みの構築が必要になっています。

国ではこうした課題に対応するため、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。これに先立ち、本町では平成 26 年度に「筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みつめよう 子どもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり」を基本理念に、子ども・子育て家庭に対して地域ぐるみで支援を進めてまいりました。

本計画は、令和元年度をもって第 1 期計画期間を終了することに伴い、このたび新たに、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間を計画期間とする「第 2 期筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後とも、本町ではこの計画に基づき、筑前町に暮らすすべての子どもが心豊かでたくましく育ち、また、子育て家庭が安心して子育てできるまちづくりを進めてまいります。

最後に本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「筑前町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、子育てに関するアンケート調査やパブリックコメント等を通じてご意見・ご協力をいただきました関係機関や町民の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

今後とも、計画の推進に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

筑前町長 田頭 喜久己

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3

第2章 筑前町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移	5
2. 出生の動向	7
3. 婚姻の動向	9
4. 人口動態	11
5. 世帯の動向	12
6. 就業状況	15

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	17
2. 基本的視点	17
3. 基本目標	18

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業 に係る量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定	19
2. 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策	19
3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策	22
4. 事業の推進に向けて	30

第5章 子育て支援のための取り組み

体系図	33
基本目標 1 地域における子育て支援	34
基本目標 2 健やかに生み育てる環境づくりの推進	41
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	49
基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	56
基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	60
基本目標 6 子ども等の安全の確保	64
基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	67

第6章 推進体制

1. 計画の周知	75
2. 関係機関との連携・協働	75
3. 計画の進捗状況の管理・評価	75

資料編

1. 筑前町子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果と分析	77
2. 用語解説	94
3. 筑前町子ども・子育て会議条例	99
4. 筑前町子ども・子育て会議委員名簿	101
5. 筑前町子ども・子育て支援事業計画策定経過	102

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

急速な少子化の進展や、働き方改革等による就労環境の変化、IT化の進展に伴う情報、コミュニケーション手段の多様化などに伴い、乳幼児の保育、教育など子どもを取り巻く環境は著しく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

平成24年には新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた、共通の新たな給付や認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づく新制度が平成27年度から開始されました。

本町においては、平成17年3月に「筑前町次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」（計画期間：平成17～21年度）を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（計画期間：平成22～26年度）を策定し、『みつめよう 子どもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり』を基本理念として、未来を担う子どもたちの声をしっかりと聞き、地域で子どもたちを見守り育てていく体制づくりを進めてきました。

その後、子ども・子育て支援新制度が開始することに伴い、平成27年度には「筑前町子ども・子育て支援事業計画」を、次世代育成支援対策推進法に基づく「第2期筑前町次世代育成支援対策行動計画」と一体的に策定し、ソフト・ハードの両面から子育てしやすい環境づくりを進めてきました。

この計画期間が平成31年度をもって終了することから、今回第1期計画の進捗状況を確認し、新たに令和2年度から令和6年度までを計画期間として、期間内の教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと確保策を盛り込んだ「第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本計画は、「第2次筑前町総合計画」（令和2～11年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

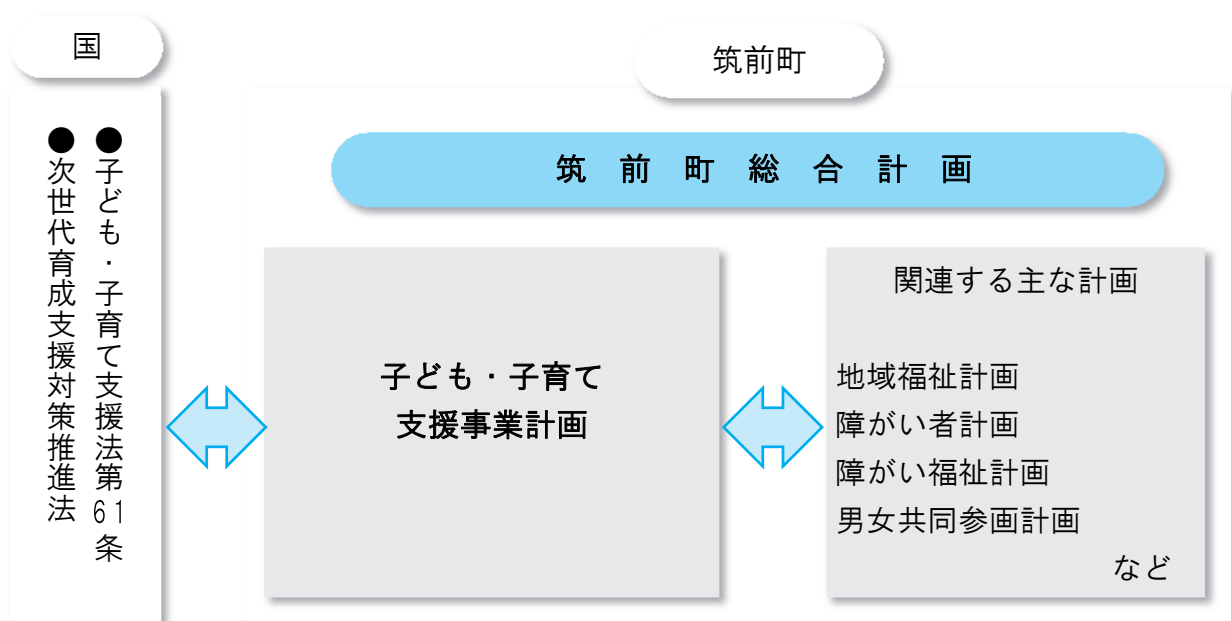
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



3. 計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

4. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、就学前や小学生のお子さんがおられる家庭に対してニーズ調査を実施し、実際に子育てをされている保護者の就労状況や子育て環境や相談の状況等を調査しました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者等で構成する「筑前町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。



第2章 筑前町の子ども・子育て家庭を 取り巻く現状

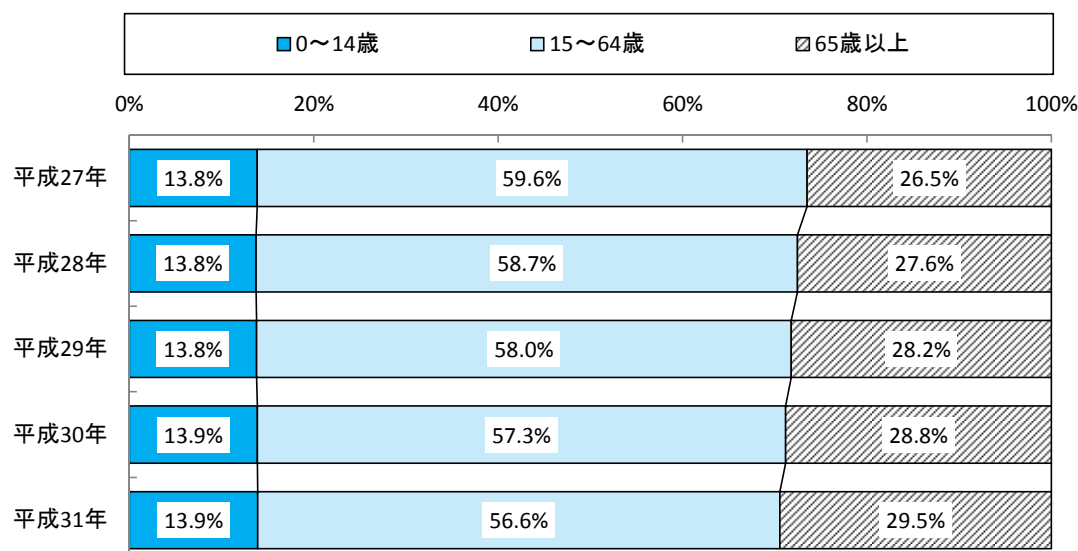
第2章 筑前町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14 歳）の比率はほぼ横ばいですが、老年人口（65 歳以上）の比率は増加しており、高齢化が進行していることがわかります。

【年齢3区分別人口割合の推移】

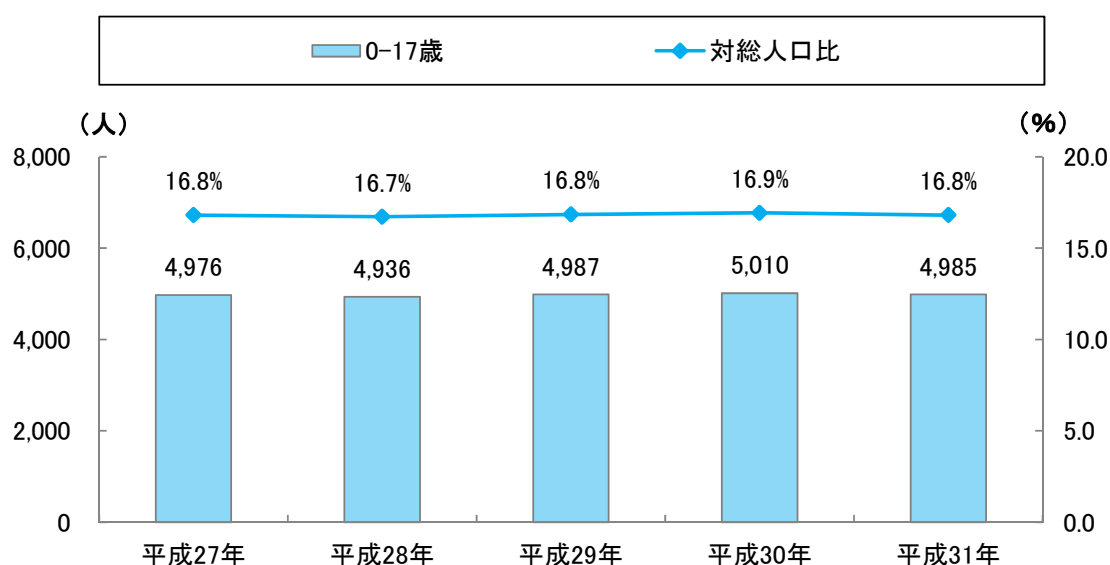


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

本町の人口は、平成27年から平成29年までは4,900人台で推移していましたが、平成30年に一旦増加に転じ、平成31年に再び4,900人台となっています。総人口に占める児童人口（0～17歳）の割合はほぼ横ばいで推移しています。

【児童人口の推移】

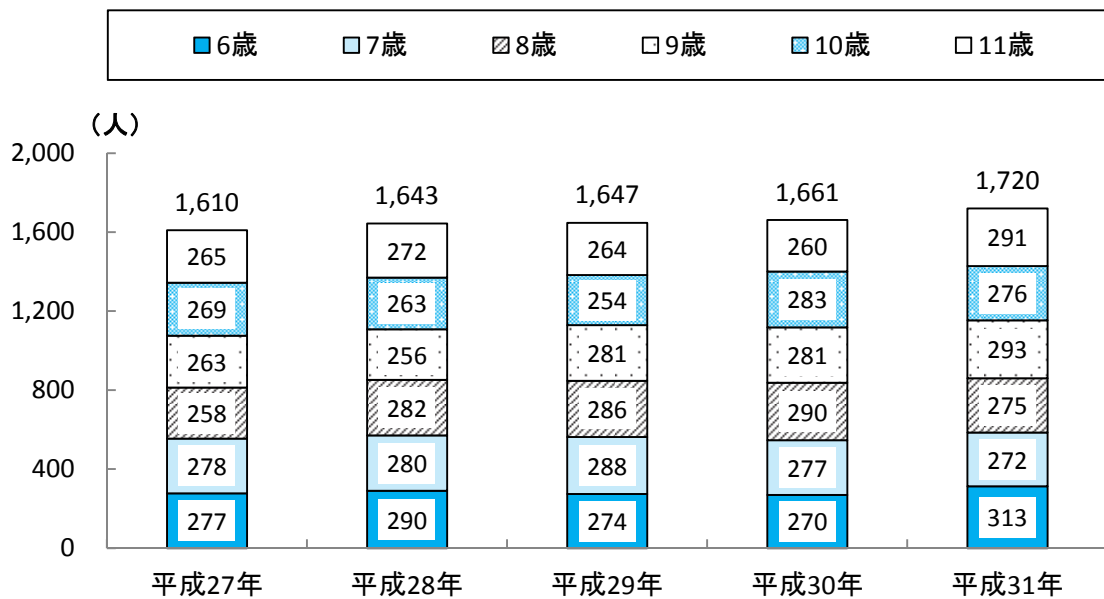
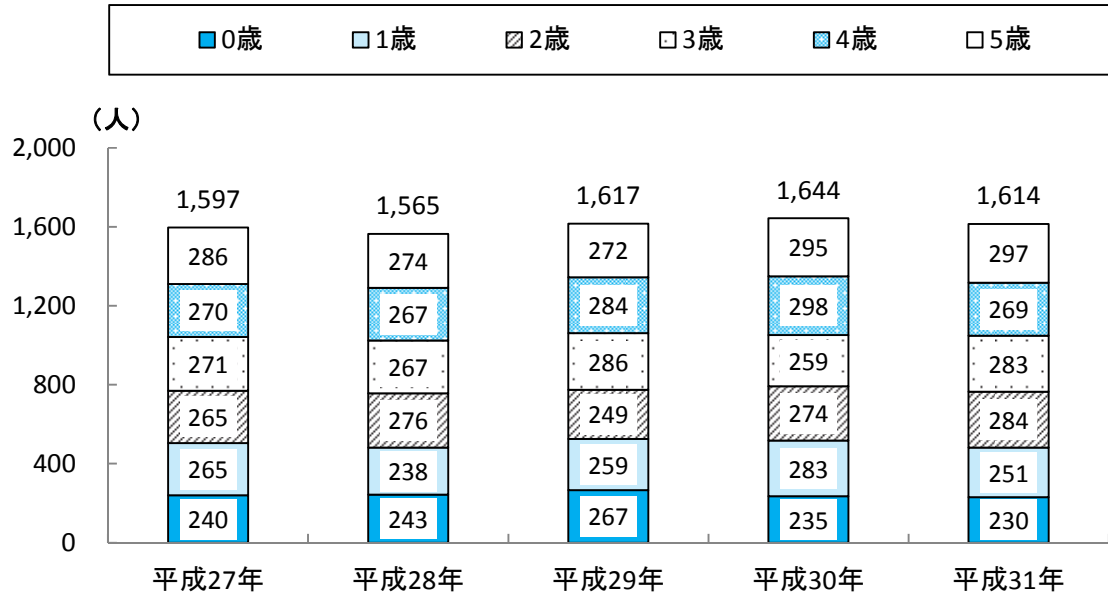


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2章 筑前町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

平成27年から平成31年の各歳別児童人口を比較すると、0～5歳の就学前児童については17人増加し、6～11歳の小学生についても110人増加しています。

【各歳別児童人口の推移】

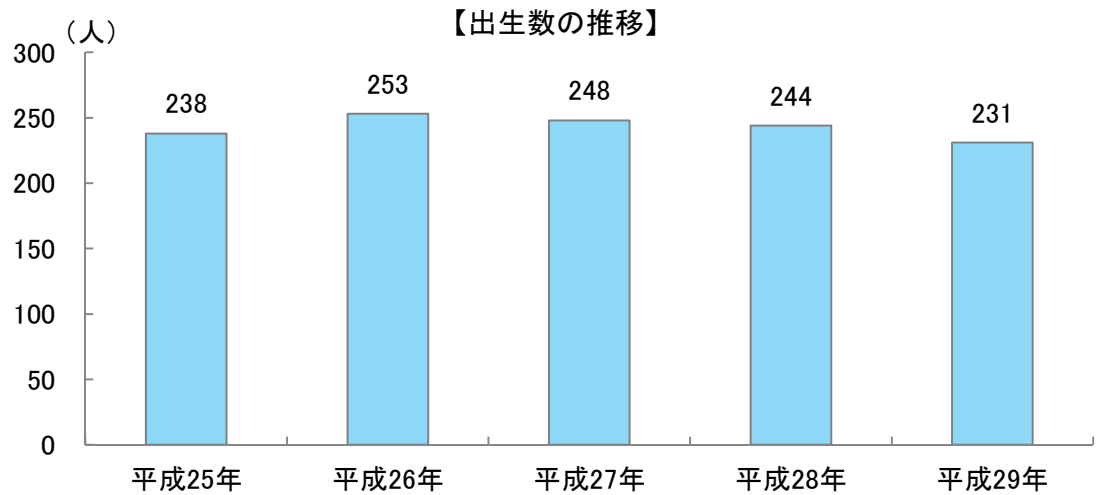


資料:住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 出生の動向

(1) 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成27年以降微減傾向にあり、平成25年の238人から平成29年には231人となっています。



資料: 人口動態統計

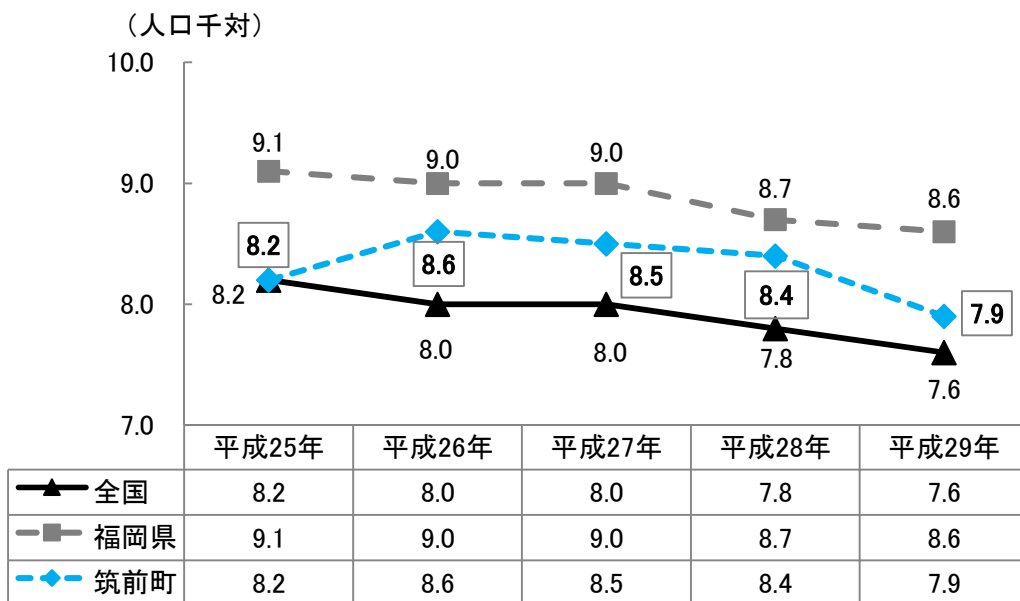


(2) 出生率・死亡率の推移

出生率は、平成25年では国と同じになっていますが、それ以外では国よりも高く、県よりも低い割合となっています。

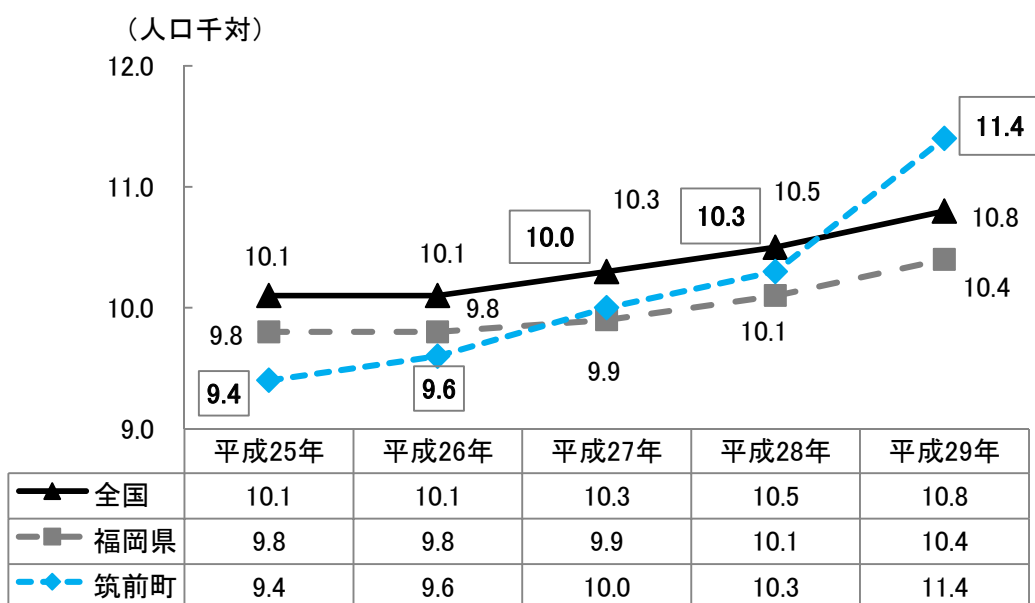
また死亡率は、平成26年までは国・県を下回っていますが、平成27年、平成28年は県を上回り、平成29年には国・県を上回っています。

【出生率の推移（国・県との比較）】



資料：人口動態統計

【死亡率の推移（国・県との比較）】



資料：人口動態統計

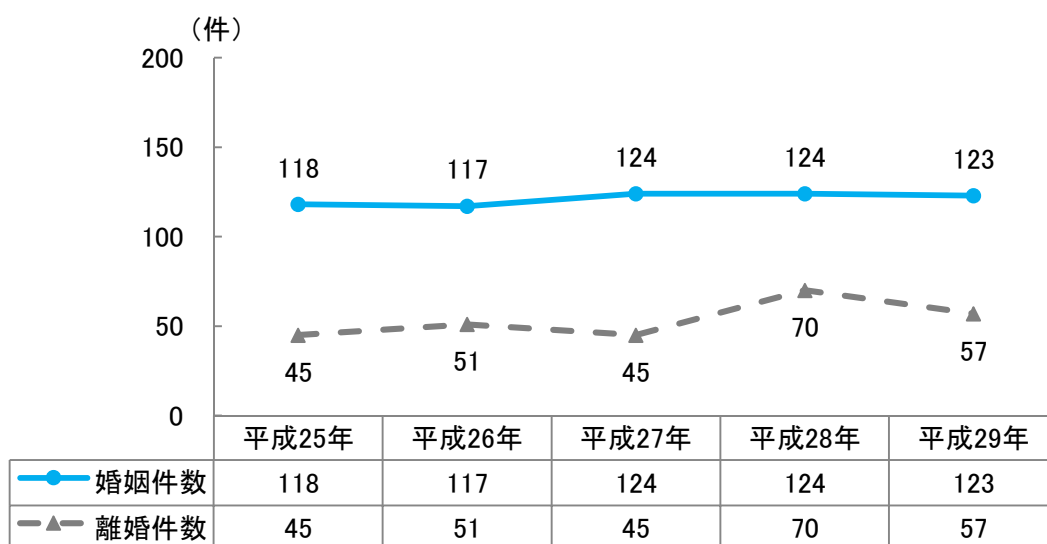
3. 婚姻の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

また、離婚件数は、平成27年までおおむね50件前後で増減を繰り返し、平成28年に一旦増加し、その後再び50件台となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

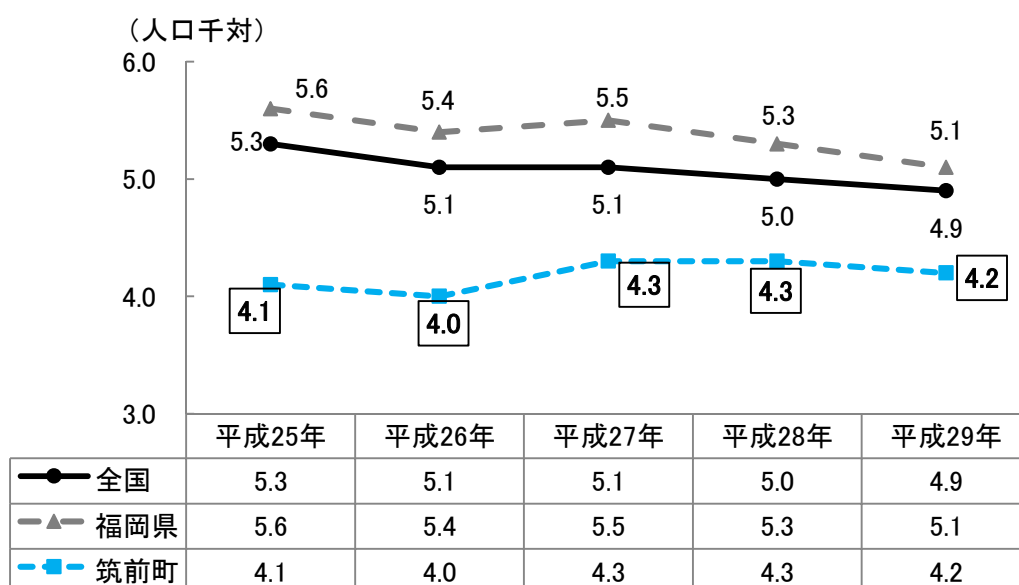


資料：人口動態統計

(2) 婚姻率の推移

婚姻率は国・県より低い水準で推移しており、比較的婚姻率が低い地域であることがわかります。

【婚姻率の推移（国・県との比較）】



資料：人口動態統計

(3) 未婚率

平成27年時点の15歳以上の未婚率をみると、男性は28.6%、女性は21.0%と、男性の方が高くなっています。

15歳以上の未婚率の推移を県と比較すると、本町の未婚率は県より低い水準で推移しており、男性も女性もほぼ横ばいで推移しています。

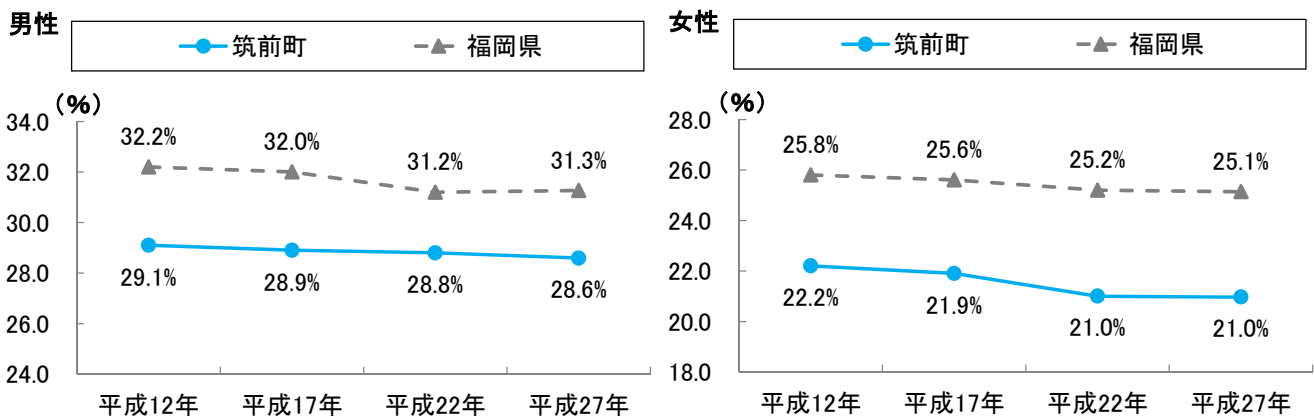
【性別年代別未婚率（男女15～49歳）】

(単位：人)

	男性				女性			
	筑前町			福岡県 未婚率	筑前町			福岡県 未婚率
	総数	未婚実数	未婚率		総数	未婚実数	未婚率	
15歳以上総数	11,781	3,331	28.6%	31.3%	13,471	2,783	21.0%	25.1%
15～19歳	703	700	99.7%	99.6%	696	689	99.0%	99.3%
20～24歳	603	562	93.7%	94.0%	637	569	89.9%	90.8%
25～29歳	575	394	69.1%	69.9%	663	401	60.9%	62.2%
30～34歳	819	388	47.8%	44.2%	779	259	33.3%	36.9%
35～39歳	953	306	32.4%	32.6%	914	198	21.8%	26.0%
40～44歳	1,001	283	28.4%	27.7%	970	156	16.2%	21.2%
45～49歳	808	186	23.2%	24.4%	892	132	14.8%	18.2%

資料：国勢調査(平成27年)

【性別(男女15歳以上総数)未婚率の推移(県との比較)】



資料：国勢調査

4. 人口動態

(1) 人口動態の推移

平成25年度から平成29年度にかけての人口動態の推移をみると、本町の人口は、平成27年度、平成28年度には減少していますが、それ以外では増加しています。

【人口動態の推移】

(単位:人)

		人口増減	自然増減		社会増減	
			出生	死亡	転入	転出
福岡県	平成25年度	5,344	46,147	50,112	282,365	273,056
	平成26年度	1,801	45,774	49,460	277,721	272,234
	平成27年度	566	46,005	50,529	281,197	276,107
	平成28年度	5,151	45,165	50,875	281,425	270,564
	平成29年度	3,631	43,444	52,458	284,864	272,219
筑前町	平成25年度	76	226	277	1,270	1,143
	平成26年度	215	257	284	1,348	1,106
	平成27年度	-20	228	294	1,244	1,198
	平成28年度	-63	262	301	1,267	1,291
	平成29年度	97	245	312	1,398	1,234

資料:福岡県人口移動調査

(2) 昼夜間人口比率

平成27年時点の昼夜間人口比率は80.7%となっており、昼間は本町以外へ通勤通学している人の方が多いことがわかります。

【昼夜間人口比率】

(単位:人)

	昼間人口(A)	常住人口(B)	昼夜間人口比(A/B)
福岡県	5,105,438	5,101,556	100.1%
筑前町	23,649	29,306	80.7%

資料:国勢調査(平成27年)

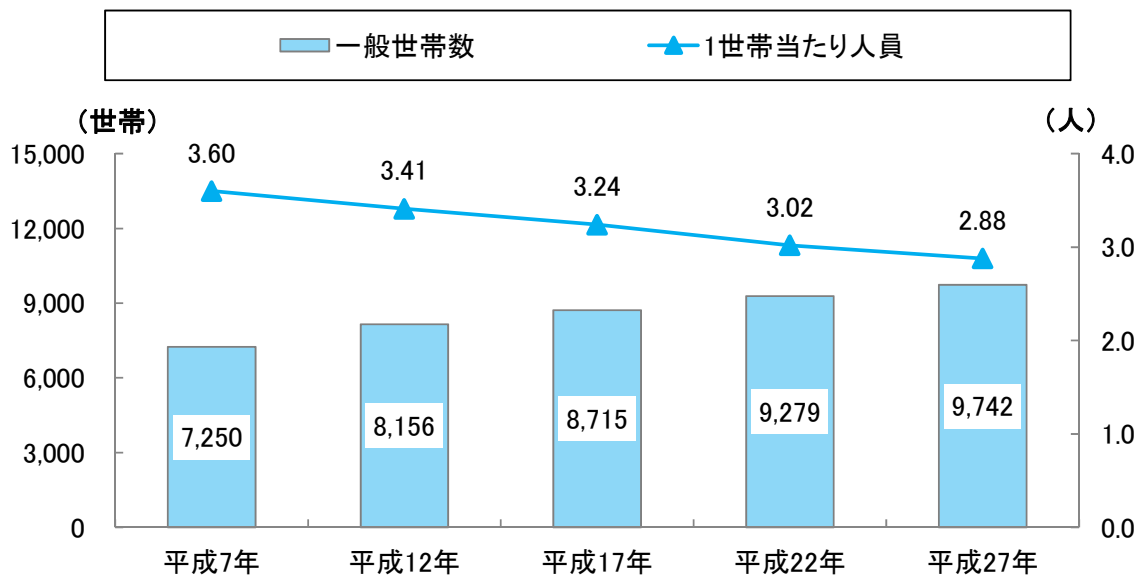
5. 世帯の動向

(1) 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

国勢調査の結果から一般世帯数の推移をみると、平成7年から平成27年まで増加しており、約20年で2,492世帯の増加となっています。一方で、1世帯当たり人員は年々減少しています。

また、国・県ともに一般世帯数は年々増加傾向にあります。1世帯当たり人員は本町と同様に減少していることから、国や県においても同様の傾向がうかがえます。

【一般世帯数、1世帯当たり人員の推移】



【一般世帯数、1世帯当たり人員の推移(国・県との比較)】

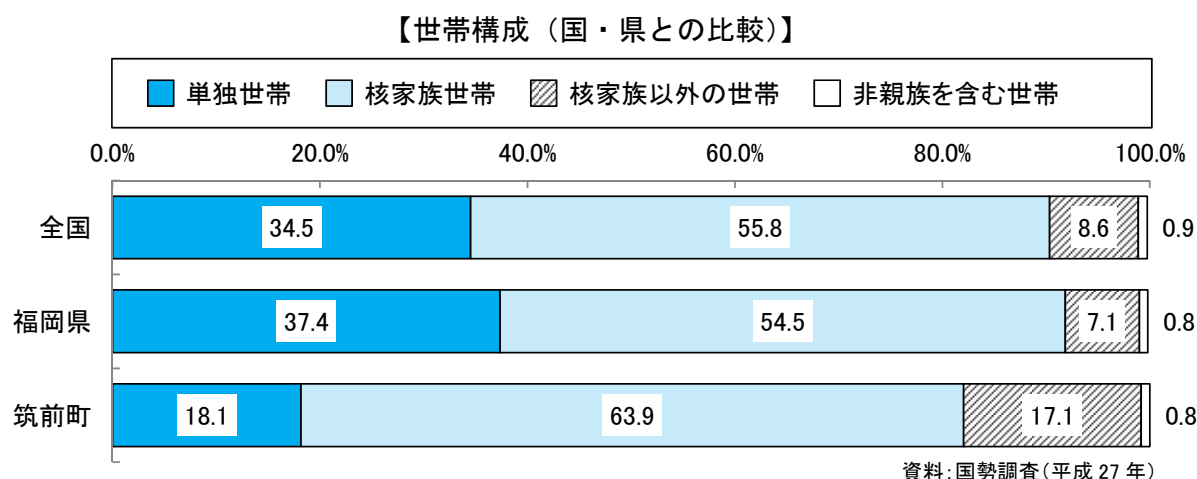
(単位:世帯、人)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	一般世帯数	43,899,923	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797
	1世帯当たり人員	2.82	2.67	2.55	2.42	2.33
福岡県	一般世帯数	1,774,183	1,906,862	1,984,662	2,106,654	2,196,617
	1世帯当たり人員	2.72	2.57	2.47	2.35	2.26
筑前町	一般世帯数	7,250	8,156	8,715	9,279	9,742
	1世帯当たり人員	3.60	3.41	3.24	3.02	2.88

資料:国勢調査

(2) 世帯構成

本町の平成 27 年時点の世帯構成を、国・県と比較すると、単独世帯は 18.1%と低く、核家族世帯は 63.9%、核家族以外の世帯は 17.1%と高くなっており、核家族世帯、核家族以外の世帯割合が高い地域であることがわかります。



(3) 18歳未満の児童のいる世帯数

平成 27 年時点での一般世帯に占める 18 歳未満の児童のいる世帯数は 2,672 世帯となっており、その割合は 27.4%と国・県を上回っています。

平成 22 年と比較すると、全国、福岡県とともに割合が減少しています。

【一般世帯における 18 歳未満の児童のいる世帯数（国・県との比較）】

(平成 27 年)

(単位: 人)

	一般世帯数(A)	18歳未満の児童のいる世帯数(B)	(B)／(A)
全国	53,331,797	11,471,850	21.5%
福岡県	2,196,617	469,976	21.4%
筑前町	9,742	2,672	27.4%

(平成 22 年)

(単位: 人)

	一般世帯数(A)	18歳未満の児童のいる世帯数(B)	(B)／(A)
全国	51,842,307	11,989,891	23.1%
福岡県	2,106,654	478,778	22.7%
筑前町	9,279	2,763	29.8%

資料: 国勢調査

(4) 母子世帯、父子世帯

平成27年時点の母子・父子世帯の割合を県と比較すると、父子世帯は県と同じく0.2%、母子世帯においてもその差は-0.3ポイントと、大きな違いはみられません。

平成22年と比較しても、大きな差はみられませんでした。

【母子・父子世帯の状況（県との比較）】

（平成27年）

（単位：世帯）

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
福岡県	2,196,617	40,071	1.8%	3,646	0.2%
筑前町	9,742	145	1.5%	23	0.2%

（平成22年）

（単位：世帯）

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
福岡県	2,106,654	39,386	1.9%	3,643	0.2%
筑前町	9,279	143	1.5%	22	0.2%

資料：国勢調査



6. 就業状況

(1) 男女別就業率

平成27年時点の男女別就業率を県と比較すると、男性が6.2ポイント、女性が4.7ポイントと、男女ともに県よりも高い割合となっています。

平成22年と比較すると、平成27年で県との差が大きくなっています。

【男女別就業率の状況（県との比較）】

（平成27年）

（単位：人）

	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,029,235	1,223,148	60.3%	2,333,384	1,030,947	44.2%
筑前町	11,781	7,836	66.5%	13,471	6,583	48.9%

（平成22年）

（単位：人）

	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,023,510	1,248,868	61.7%	2,327,798	1,013,854	43.6%
筑前町	11,655	7,724	66.3%	13,426	6,244	46.5%

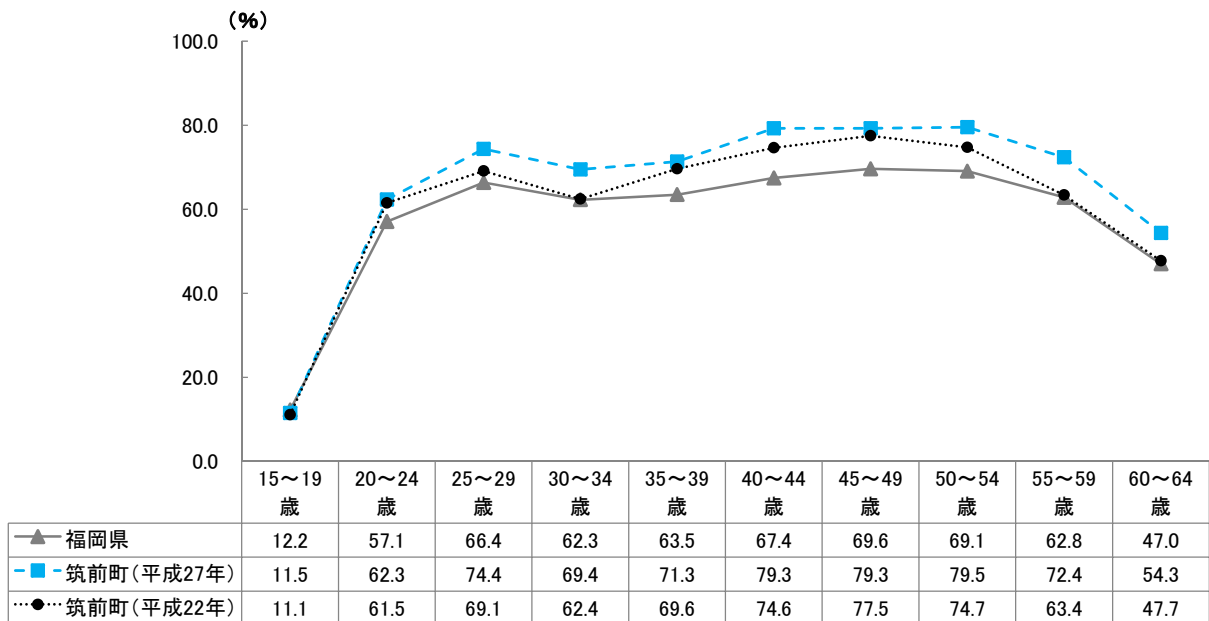
資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率

平成27年時点の女性の年齢別就業率をみると、30歳～34歳、35歳～39歳の就業率が20歳代後半、40歳代に比べ低くなっています。これは、結婚や出産に伴い離職し、子育てが一段落してから再就職する女性が多いことを表しています。

一方、平成22年との比較ではこの年代の就業率は高くなっており、以前に比べ就労する人の割合は高くなっています。

【女性の年齢別就業率（県及び前回との比較）】



資料: 国勢調査(平成27年)

【女性の年齢別就業状況（県との比較）】

(単位: 人)

	福岡県			筑前町		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	2,333,384	1,030,947	44.2%	13,471	6,583	48.9%
15～19歳	123,231	15,024	12.2%	696	80	11.5%
20～24歳	127,063	72,494	57.1%	637	397	62.3%
25～29歳	134,465	89,245	66.4%	663	493	74.4%
30～34歳	155,718	96,943	62.3%	779	541	69.4%
35～39歳	172,601	109,574	63.5%	914	652	71.3%
40～44歳	190,248	128,271	67.4%	970	769	79.3%
45～49歳	166,991	116,290	69.6%	892	707	79.3%
50～54歳	156,089	107,813	69.1%	904	719	79.5%
55～59歳	158,319	99,475	62.8%	974	705	72.4%
60～64歳	184,257	86,582	47.0%	1,231	669	54.3%
65歳以上	764,402	109,236	14.3%	4,811	851	17.7%

資料: 国勢調査(平成27年)

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町ではこれまで地域全体で子育てに取り組み、心身ともに健やかな子どもに育つよう支援するとともに、次世代を担う子どもを育成するため、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの生きる力を育むための取り組みを行ってきました。

そして、子ども・子育て支援事業計画では、すべての子どもや子育て家庭を対象に一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを進めることが求められています。

第1期計画では、これらを鑑み『みつめよう 子どもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり』を基本理念として定めましたが、第2期計画でもこの基本理念を継承し、引き続き、地域全体で子どもを見守る体制づくりを進めていきます。

基本 理念

みつめよう 子どもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり

2. 基本的視点

(1) 子どもが健やかに成長することができるという視点

健やかな子どもの育成には、子どもを大切にし、子ども自らが大切にされていることを感じられる環境が必要です。そのためには、子育てをする親だけではなく、周りのすべての人々から愛され、大切にされる社会でなくてはなりません。

「子どもの権利条約」の理念に基づき、すべての子どもの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

(2) 子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるという視点

核家族化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している中で、子育てに対する負担や不安を和らげるために、子育て家庭が必要に応じて適切なサービスを利用し、安心して子育てができるよう、サービスの量的拡充や質的改善を図ります。また、親が自主性を発揮し、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができるまちを目指します。

(3) 社会全体で子育て家庭を支援するという視点

子どもは、親や家庭・学校・地域など社会との関わりの中で育ちます。地域社会は、子どもの成長の過程で重要な生活の基盤です。社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、子どもたちを見守り、子育てを支援する地域社会が求められています。

地域でのふれあい・助け合いに基づく子育て支援を推進し、子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指します。

3. 基本目標

基本目標1 地域における子育て支援

地域における子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育て支援ネットワークづくり、子どもの健全育成、地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進。

基本目標2 健やかに生み育てる環境づくりの推進

妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実、学童期思春期から成人期に向けた保健対策の充実、「食育」の推進、子どもの健やかな成長を見守る地域づくり、小児医療の充実。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの権利擁護、次代の親の育成、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

良好な住宅・居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進等。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進。

基本目標6 子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、被害に遭った子どもの保護の推進。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待防止対策の充実、母子・父子家庭等の自立支援の推進、経済的支援の充実、障がいや発達に遅れのある子どもへの支援の充実。

第4章 幼児期の教育・保育、地域 子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定

本町における教育・保育の提供区域は、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

【圏域設定に対する国の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて区分または事業ごとに設定することができる。

2. 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育施設（1～3号認定）

【事業内容】

- ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度においては、1～3号の認定に基づく給付となっています。
- ・量の見込みと確保の内容は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育ニーズの有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。
- ・本町には、令和元年度時点で私立保育所は4園、公立保育所が1か所、私立幼稚園が4園、届出保育施設が4か所あります。認定こども園はありません。

認定区分		給付の内容	教育・保育施設
1号認定	満3歳以上の就学前児童で2号認定以外のもの	教育標準時間利用	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の就学前児童で、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育標準時間利用 (保育短時間利用)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の就学前児童で、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育標準時間利用 (保育短時間利用)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

① 1号認定

3～5歳児（保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分）

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	432 人	331 人	334 人	338 人	341 人	344 人
②確保の内容	450 人	450 人	450 人	450 人	450 人	450 人
特定教育・ 保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確認を受けな い幼稚園	450 人	450 人	450 人	450 人	450 人	450 人
過不足（②－①）	18 人	119 人	116 人	112 人	109 人	106 人
量の確保方策	本町には子ども・子育て支援法に基づく新制度に移行していない幼稚園が4園あり、この定員を含めてニーズ量を見込みます。					

② 2号認定

3～5歳児（保育の必要性があり、ただし幼児期の教育ニーズが強いものを含む。）

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	398 人	525 人	530 人	535 人	541 人	546 人
教育ニーズ	－	120 人	121 人	122 人	124 人	125 人
保育ニーズ	－	405 人	409 人	413 人	417 人	421 人
②確保の内容	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人	546 人
過不足（②－①）	2 人	▲125 人	▲130 人	▲135 人	▲141 人	0 人
量の確保方策	令和2年度から、ニーズが供給量を超過することが予測されますが、認可保育所の新設や既存施設の建替え、増築、改築による定員増を検討し、計画最終年度にはニーズ量を充足するよう見込みます。					

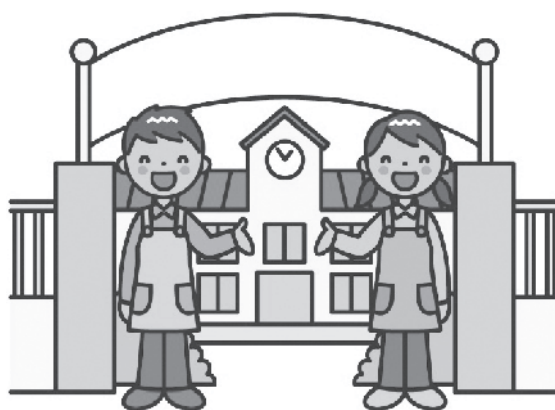
③3号認定

0歳児（保育の必要性あり）

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	47人	101人	102人	103人	104人	105人
②確保の内容	57人	57人	57人	57人	57人	105人
過不足(②-①)	10人	▲44人	▲45人	▲46人	▲47人	0人
量の確保方策	令和2年度から、ニーズが供給量を超過することが予測されますが、認可保育所の新設や既存施設の建替え、増築、改築による定員増を検討し、計画最終年度にはニーズ量を充足するよう見込みます。					

1～2歳児（保育の必要性あり）

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	241人	266人	268人	271人	274人	277人
②確保の内容	259人	259人	259人	259人	259人	277人
過不足(②-①)	18人	▲7人	▲9人	▲12人	▲15人	0人
量の確保方策	令和2年度から、ニーズが供給量を超過することが予測されますが、認可保育所の新設や既存施設の建替え、増築、改築による定員増を検討し、計画最終年度にはニーズ量を充足するよう見込みます。					



3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

- ・保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。
- ・令和元年度現在、全5保育所にて実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	375人	479人	480人	472人	454人	448人
②確保の内容	480人	480人	480人	480人	480人	480人
過不足(②-①)	105人	1人	0人	8人	26人	32人
量の確保方策	今後も現行どおり実施し、計画期間内のニーズ量は充足するものと見込んでいます。					

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業内容】

- ・保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。
- ・本事業は、町から社会福祉協議会に委託しており、令和元年度現在3か所で実施しています。ニーズの高まりにより、三輪小学校は平成28年度より第2学童を開設し、中牟田小学校も令和2年度より第2学童を開設します。東小田小学校についても施設整備と支援員の確保をすすめ、第2学童開設を目指します。
- ・児童福祉法の改正により、平成27年度から、受け入れ対象児童が小学校6年生までに拡大されています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	232人	249人	243人	248人	259人	250人
②確保の内容	250人	250人	250人	250人	260人	260人
過不足(②-①)	18人	1人	7人	2人	1人	10人
量の確保方策	今後も現行どおり実施し、令和5年度からは登録児童数260人に対応することで、計画期間内のニーズ量を充足するよう見込みます。					

【放課後子ども教室について】

共働き家庭等の児童が小学生になる時点で、それまでの延長保育など遅い時間での保育サービスを受けることができなくなり、働き方の見直しを余儀なくされる「小1の壁」に対応するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童（小学校に就学している児童をいう）が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動等を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）との一体型を中心とした、「放課後子ども教室」（地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う）の実施について、検討を行っていきます。

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

- ・保護者の疾病等の理由により子どもの養育が困難になった場合に、一定期間（一週間程度）児童福祉施設等において児童を預かる事業です。
- ・児童福祉施設との委託契約は継続していますが、令和元年度の見込みでは、利用者は0となっています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
過不足(②-①)	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
量の確保方策	実績から勘案すると、見込み量は計画期間内を通して0人となっていますが、養育困難者は増加していることから、今後の利用者の発生に備え、現行のとおり実施していきます。					

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業内容】

- ・親子が気軽に集い、遊びや交流ができる場を提供し、保育士が常駐して子育て相談など総合的な支援を行います。
- ・令和元年度現在、2か所で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,456 人回	8,600 人回	8,616 人回	8,466 人回	8,140 人回	8,049 人回
②確保の内容	7,456 人回	8,600 人回	8,616 人回	8,466 人回	8,140 人回	8,049 人回
過不足(②-①)	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回
量の確保方策	今後も現行どおり実施し、計画期間内のニーズ量は充足するものと見込んでいます。					

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- ・普段、家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に一時的に保育を行います。
- ・量の見込みは、「一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）」と「一時預かり事業（その他）」に分けて算出することとされています。

1) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・預かり保育は、令和元年度現在、幼稚園全4園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9,127 人日	9,715 人日	9,794 人日	9,604 人日	9,090 人日	9,046 人日
1号認定による 利用	－	2,201 人日	2,219 人日	2,176 人日	2,060 人日	2,050 人日
2号認定による 利用	－	7,514 人日	7,575 人日	7,428 人日	7,030 人日	6,996 人日
②確保の内容	9,400 人日	9,400 人日	9,400 人日	9,400 人日	9,400 人日	9,400 人日
過不足（②－①）	273 人日	▲315 人日	▲394 人日	▲204 人日	310 人日	354 人日
量の確保方策	今後も現行どおり実施します。 令和2年度から令和4年度にかけて、ニーズ量の増加に伴い供給量を超過することが予測されますが、その後令和5年以降はニーズ量を充足するものと見込んでいます。					



2) 一時預かり事業（その他）

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での一時預かり、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）などによる一時預かり事業です。
- ・保育所での一時預かりは、令和元年度現在、保育所4園、ファミリー・サポート・センター1か所で開催しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	726 人日	784 人日	786 人日	772 人日	742 人日	734 人日
②確保の内容	726 人日	784 人日	786 人日	772 人日	742 人日	734 人日
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	627 人日	684 人日	686 人日	672 人日	642 人日	634 人日
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	99 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過不足（②－①）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の確保方策	今後も現行どおり実施し、計画期間内のニーズ量は充足するものと見込んでいますが、保育士の不足により事業の縮小が加速化する可能性があります。保育士の確保について支援していきます。					

(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

- ・保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育する事業です。
- ・本町では、令和元年度現在、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）で対応しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0 人日	73 人日	73 人日	72 人日	69 人日	68 人日
②確保の内容	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	70 人日
過不足(②-①)	20 人日	▲53 人日	▲53 人日	▲52 人日	▲49 人日	2 人日
量の確保方策	計画期間内の見込みは近年の実績を大きく上回っていますので、実際の利用状況を見ながら、現状のファミリー・サポート・センターでの対応を行います。 また県内で施設の広域利用について検討が行われており、県を含めた協力機関との協議を行っていきます。					

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[就学児]

【事業内容】

- ・急な残業が入った時や通院など子どもと一緒に行動できない時などの一時預かりや保育所、幼稚園、学童の送迎や家事援助などを行います。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みについては、就学前児童（0～5 歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11 歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。
- ・本町では、子育て支援センター「あいあい」にファミリーサポートアドバイザーを配置し、支援者と援助希望者とのマッチングを行っています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	36 人日	56 人日	56 人日	56 人日	58 人日	58 人日
②確保の内容	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日
過不足(②-①)	24 人日	4 人日	4 人日	4 人日	2 人日	2 人日
量の確保方策	今後も現行どおり実施し、計画期間内のニーズ量は充足するものと見込んでいます。					

(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設事業者等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- ・令和元年度より、事業を実施しています。

(9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

- ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
- ・第2期計画期間より、事業の実施を検討しています。

(10) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・子どもや保護者が特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）等の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談対応等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②確保の内容	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
過不足(②-①)	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
量の確保方策	子育て支援に対する、総合的な相談及び案内を行う利用者支援実施のための専門的な相談員を、子育て支援センター内に配置しています。					

(11) 妊婦一般健康診査

【事業内容】

- ・本町に住所を有する妊婦を対象に、妊婦健康診査補助券を交付し、母子の妊娠経過などの確認のため、受診について勧奨しています。
- ・妊娠期間中 14 回分の健診費用の助成を行い、妊婦健診の受診を促進しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	2,600 人回	2,550 人回	2,550 人回	2,550 人回	2,550 人回	2,550 人回
②確保の内容	2,600 人回	2,550 人回	2,550 人回	2,550 人回	2,550 人回	2,550 人回
過不足(②-①)	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回
量の確保方策	現行どおり実施していきます。					

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・生後 4 か月頃までの乳児のいる全家庭に対し、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの計測・母乳相談・育児相談・子育て情報の提供を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	226 人	226 人	233 人	236 人	241 人	245 人
②確保の内容	226 人	226 人	233 人	236 人	241 人	245 人
過不足(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
量の確保方策	現行どおり実施していきます。					

(13) 養育支援家庭訪問事業

【事業内容】

- ・子どもの養育に支援を必要と判断した家庭に対し、育児・家事の援助または専門員による育児に対する相談指導や技術的援助を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人	50人
②確保の内容	50人	50人	50人	50人	50人	50人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
量の確保方策	現行どおり実施していきます。					

4. 事業の推進に向けて

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策

○認定こども園の普及に係る考え方

- ・現在、本町には認定こども園はなく、幼稚園や保育所と比べ関心は高くない状況です。
- ・認定こども園は保護者の就労状況等の変化にかかわらず、子どもを受け入れることが可能であるという点から普及が必要であると考えます。
- ・幼稚園設置者、保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うことで、移行を支援します。

○質の高い教育・保育や子育て支援等の推進策

地域で子どもを安心して生み、育てることができる環境づくりを進め、地域全体で子育てに取り組み、心身ともに健やかな子どもに育つよう支援していくことが必要です。また、次世代を担う子どもたちのため、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの生きる力を育み、その成長を地域で支え合っていくことが求められています。そのため、本町における教育・保育に従事する人材の質の向上に向け、研修や講座等への参加に対する支援や、様々な情報提供を行っていきます。

○幼保小連携の取り組みの推進

- ・ 幼保小連絡会を行い、共働き家庭等の児童が小学生になる時点で、それまでの延長保育など遅い時間での保育サービスを受けることができなくなり、働き方の見直しを余儀なくされる「小1の壁」への対応を含め、機会を捉え、幼稚園・保育所・小学校で連携し対応していきます。
- ・ 入学説明会の時に上級生と一緒に学校探検をするなど、安心して入学できる取り組み等を継続して実施します。
- ・ 小学校教諭が幼稚園・保育所を訪問して行う「えんぴつ持ち方教室」等を継続して実施します。

（２）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、円滑な実施の確保に取り組んでいきます。

（３）子どもの貧困対策

子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨に基づき、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困への対策も視野に入れながら取り組んでいきます。

（４）すべての子どもを受け入れることができる体制の整備

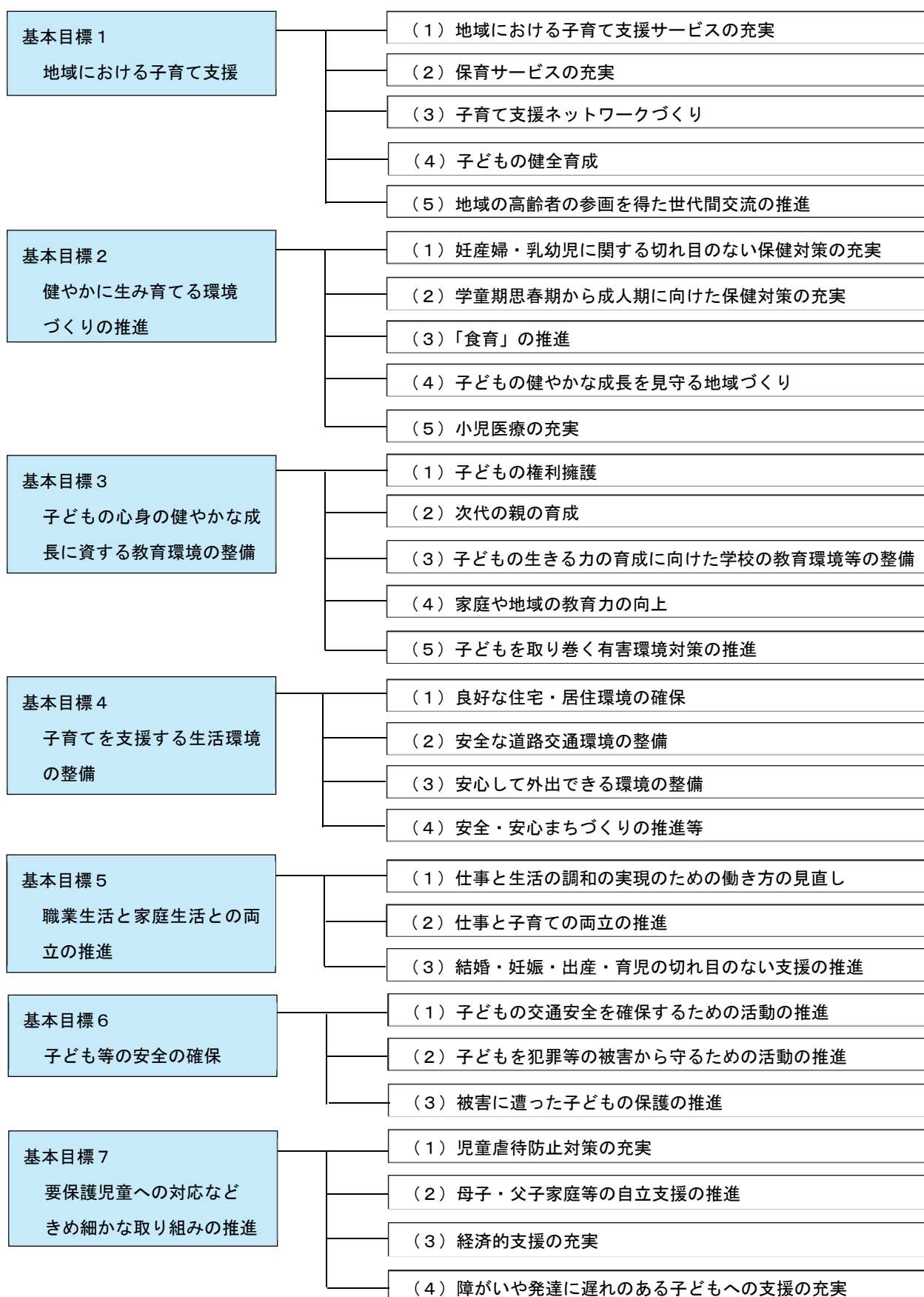
障がいを持つ児童や、医療的ケアが必要な児童が支援を受けることができるよう「筑前町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に定める取り組みと連携しながら、体制の整備を進めていきます。

また、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、支援が必要な事案が発生した場合には、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、適切な対応に努めていきます。

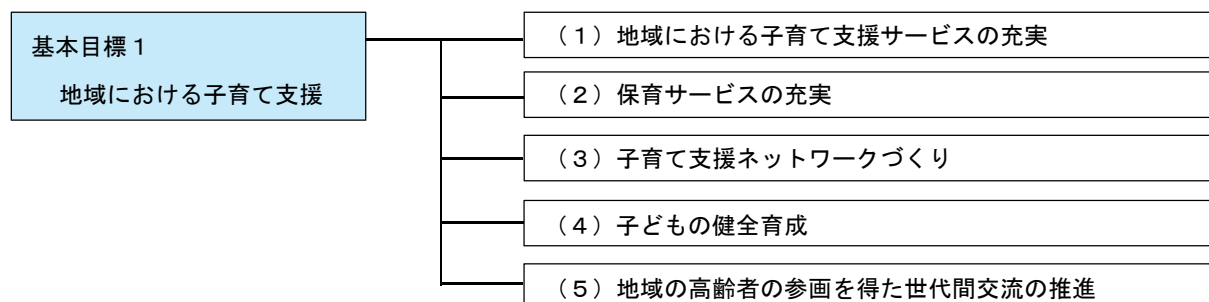
第5章 子育て支援のための取り組み

第5章 子育て支援のための取り組み

計画の体系図（全体）



基本目標1 地域における子育て支援



■主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実

保護者の就労形態等の変化に伴い、多様化する子育て支援ニーズに対応する観点から、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における様々な子育て支援サービスを充実させていくことが必要です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
1	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	親子が気軽に集い、遊びや交流ができる場を提供し、子育て相談など総合的な支援を行います。	遊びの場や交流の場を提供し、情報提供や相談などの支援を行っています。今後もこれらを継続して実施し、総合的な支援を行います。	子育て支援センター
2	一時預かり事業	普段、家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に一時的に保育を行います。	現在、町内の認可保育所で受け入れを行っています。家庭にて保育をしている保護者の負担軽減に資するため、今後も継続して実施します。	こども課
3	病児・病後児保育事業	保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育する事業です。	病後児サポート事業により受け入れを実施していますが、現在利用の実績はありません。今後は病後児のニーズを踏まえ、近隣の施設との連携も視野に入れます。	子育て支援センター
4	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者などが仕事などにより夜間または休日に不在となった場合や疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合、適切な施設において児童の養育・保護を行います。	児童養護施設との協議確認を継続して行い、必要が生じたときの受け入れ体制を整備します。	こども課

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
5	養育支援家庭訪問事業	子どもの養育に支援が必要と判断した家庭に対し、専門員による育児に対する相談指導や技術的援助を行います。	支援が必要な家庭の早期把握に努め、関係機関と情報を共有し、家庭訪問や必要な支援につなげるなど対応を進めます。	健康課
6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	急な残業が入った時や通院など子どもと一緒に行動できない時などの一時預かりや保育所、幼稚園、学童の送迎や家事援助などを行います。	会員確保のため、事前周知に努め、講習会を継続的に開催していきます。	子育て支援センター
7	放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	町内3カ所の学童保育所において受け入れを行っています。入所希望者増に対する受け入れ施設の確保や支援員の確保が課題となっているため、施設整備の検討や支援員募集の周知等を行っていきます。	こども課
8	子育て支援情報提供	子育てに関する情報を提供しています。 ・子育て情報誌「すくすく」 ・子育て支援プログラム ・事業案内（赤ちゃん広場、親子クッキングなど）	今後も継続し、情報提供を行います。	子育て支援センター
9	子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの育成を図るとともに、サークル活動への遊具の貸し出し、活動の場の提供などの支援を行います。	活動の場の提供や、要望に応じて出前講座を実施、また遊具の貸し出しを行っています。今後も必要に応じ、遊具の貸し出し等を行っていきます。	子育て支援センター

■主要課題（2）保育サービスの充実

少子化が進行する一方で、保育・教育に関わるニーズ量は年々増加しており、子ども・子育て支援事業に基づく、教育・保育事業の需要量見込みに対応する供給量を確保していくことが必要となります。また近年は、保育・教育に関わる人材の確保が厳しい状況にあることから、人材の確保と質の向上も課題となっています。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
10	通常保育事業	保護者の就労などにより家庭で保育できない就学前児童を対象に、認可保育所において保育を行います。	町内の認可保育所で受け入れを実施し、各保育所の協力を得ながら弾力的運用により、定員を超えて受け入れを行っています。今後も入所希望者の増加が見込まれるため、施設整備や更なる定員増の依頼などを検討します。	こども課
11	時間外保育事業（延長保育事業）	保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。	町内の認可保育所において、延長保育を行っています。保育ニーズへの対応のため、今後も継続して実施します。	こども課
12	障がい児保育事業	集団保育が可能な障がい児の保育を行います。また、必要に応じて保育士の加配も行います。	集団保育が可能な障がい児の保育を行うにあたり、必要に応じて加配保育士を配置しています。また、私立保育所においては、町から一部補助を実施しています。年々障がい児の入所は増えており、今後も継続して実施できるよう加配保育士の確保を依頼していきます。 また、より配慮が必要な医療的ケア児の保育についても、関係機関や保護者と連携し、受け入れ体制の支援を行います。	こども課
13	広域入所	保護者の就労環境などを踏まえ、受託先市町村の同意があった場合、町外の保育所に委託し入所を行います。	受託先市町村等と協議し、町外の施設において受け入れを行っています。今後も、継続的に実施していきます。	こども課

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
14	認定こども園の推進	就学前の子どもに幼児教育・保育を保護者の就労の有無に関わらず一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備える認定こども園の設置を推進します。	本計画の支援事業計画量との整合性を図りながら、引き続き設置に向けた検討を行います。	こども課
15	家庭支援推進保育事業	家庭環境に対する配慮などを行うことにより、入所児童の処遇の向上を図ります。	子どもの状況を考慮し、支援を必要とする世帯に対し、継続的に対応を行います。	こども課
16	保育所情報の提供	保育方針や保育内容、保育時間、行事などについて窓口またはホームページなどで情報提供をします。	今後も、継続して実施します。	こども課
17	保育の質の向上	保育の質の向上を図るため、保育士の専門性、人材の安定的な確保を目指し、県主催の講習会や民間の専門機関が行う個別保育研修への参加を推進します。	今後も、保育所等に県主催講習や民間専門機関が行う研修の情報を随時提供し、研修会等への参加を推進します。	こども課

■主要課題（3）子育て支援ネットワークづくり

少子高齢化が進行し、地域における様々な活動が縮小する傾向がみられる中、核家族化等により孤立する子育て家庭が問題となっており、子育ては地域全体で行うものとする視点から、地域ぐるみで子育て家庭を支援するネットワークの形成が重要となります。

よって今後は、様々な地域資源が連携しながら、子育てを支えるための連携を進めていく必要があります。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
18	子育て支援サービスネットワークの形成	保育所、担当課、その他関係する部署の連携により、人的資源の確保・育成によりネットワークの形成に努めます。	地域の子育て支援サービス等の周知を図り、円滑なサービス利用のため関係施設や担当部署などと連携し、情報収集、利用者への情報提供を行います。	子育て支援センター
19	子育て支援スタッフの連携	育児や子育て環境に不安のある家庭に対し、子育て支援スタッフ連携会議を開催し、早期支援を行います。	毎月子育て支援連絡会議を実施。情報共有を行い、関係機関と連携をとり、対応しています。今後も、支援スタッフや担当課等と連携し、対応していきます。	子育て支援センター

第5章 子育て支援のための取り組み

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
	子育て支援情報提供【再掲】	子育てに関する情報を提供しています。 ・子育て情報誌「すくすく」 ・子育て支援プログラム ・事業案内（赤ちゃん広場、親子クッキングなど）	今後も継続し、情報提供を行います。	子育て支援センター
20	地域における人材育成	子ども・子育て支援新制度の下で子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と効果的な活用を行います。	子育て講習会の充実を図ります。	子育て支援センター
21	教育・保育施設の園庭の開放	幼稚園や保育所において、定期的に園庭を開放し、在宅で子育てを行っている保護者とその子どもが交流できるように、幼稚園・保育所の園庭開放を推進します。	町内の認可保育所において園庭開放を実施しており、在宅保育の保護者及び子どもの交流の場として、今後も継続して実施します。 幼稚園では、園の自主性により、ほとんどの園で園庭開放が行われています。	こども課 教育課
22	相談活動の推進	学校や地域の連携はもとより民生委員・児童委員、家庭児童相談員等との連携を強化しながら、地域での相談活動の推進に努めます。	引き続き児童委員、相談支援事業所等と連携を強化し、相談活動を行います。	福祉課

■主要課題（４）子どもの健全育成

少子化の進行は、同世代の友人との遊びや交流を通じた人間関係の構築の機会を減少させるなどの懸念があります。一方で、児童の社会性の発達や規範意識の形成に向けては、こうした交流や活動が不可欠であり、その活動の場として、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりが課題となります。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
23	自治公民館等の開放促進	地域の子どもたちが歩いて行ける、自転車で行ける距離にある自治公民館などで、子どもの居場所づくりを促進します。	自治公民館を定期的・日常的に開放する、「子ども広場づくり等」の事業周知を行うとともに、自治公民館を活用した通学合宿事業を継続していくことで自治公民館の開放促進を図ります。	生涯学習課

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
24	アフタースクール事業	小・中学校の放課後の空き教室を利用し、学校・地域・関係諸団体等が連携し、学習支援や体験活動を行います。	学校ごとに、放課後の空き教室を活用し、地域ボランティアや学校、関係諸団体等が連携して、学びの場や体験の場をすることで、児童・生徒の学力向上と居場所づくりに寄与し、次世代を担う人材育成を行います。	教育課 生涯学習課
25	アンビシャス広場づくり事業支援	地域の自治公民館などを利用して、子どもの居場所を提供します。	町の「自治公民館子ども広場づくり等推進事業」、県の「アンビシャス広場づくり事業」の制度周知を図るとともに、子どもの居場所づくりを支援していきます。	生涯学習課
26	こども未来センターでの自主的活動の場の提供	こども未来センターに子どもの居場所「ミラクルーム」を設置し、自主的活動の場を提供します。	居場所及び気持ちのより処としてミラクルームを提供し、利用者と会話や卓球等の交流を通じ、関係づくりをしながら、相談支援を行っています。今後も教育支援センターやスクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、来室する子どもや保護者に寄り添った支援を行います。	こども未来センター

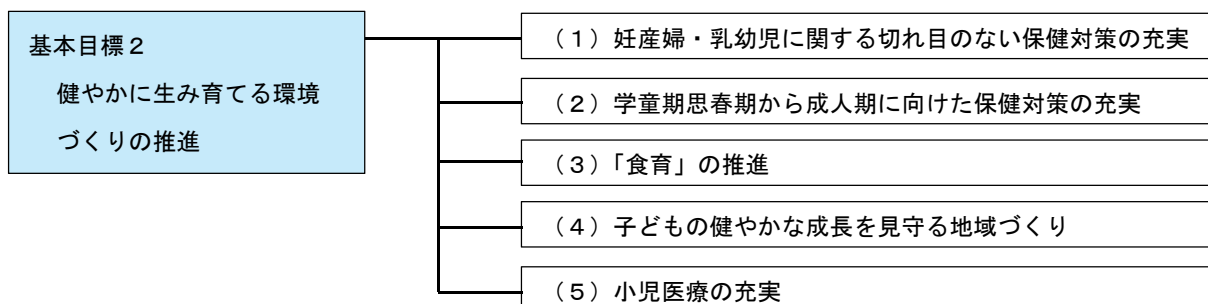
■主要課題（5）地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

地域ぐるみでの子育ての推進にあたっては、広い知識と経験を有する地域の高齢者の参加を得ることが不可欠です。

本町では、保育所や幼稚園、認定こども園が、それぞれ独自の取り組みの中で、高齢者等の異世代との交流活動を行っています。今後は、シニアクラブなどをはじめとする地域の高齢者との地域文化や遊びの伝承を通じたふれあいを通し、高齢者の子育て支援への参画を進めていきます。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
27	保育所、幼稚園での世代間交流の推進	シニアクラブ、ひとり暮らしの高齢者を招いての交流や老人保健施設を訪問する等の交流を推進します。	保育所では、シニアクラブとの交流、老人施設への訪問やいきいきサロンを通じて交流を行っています。今後もこれらを継続し、まためくばり館を活用した世代間交流など、事業内容を工夫しながら継続して実施していきます。 幼稚園では、園の自主性により、施設訪問等を実施しています。	こども課 教育課
28	子育て支援事業への高齢者の参画推進	高齢者の知識や技術を生かし、子育て支援事業への補助的参画を図ります。	ファミリー・サポート会員にイベントや講習会時の託児を行っています。今後もファミリー・サポート会員又は一般住民に対し、広報により広く啓発を図ります。	子育て支援 センター
	アンビシャス広場づくり事業支援 【再掲】	地域の自治公民館などを利用して、子どもの居場所を提供します。	町の「自治公民館子ども広場づくり等推進事業」、県の「アンビシャス広場づくり事業」の制度周知を図るとともに、子どもの居場所づくりを支援していきます。	生涯学習課

基本目標2 健やかに生み育てる環境づくりの推進



■主要課題（1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診等母子保健に係る事業の充実が必要です。特に、近年問題となっている、虐待等の原因にもつながる親の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を推進するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から切れ目のない、継続した支援体制の整備を図ることが必要です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
29	予防接種	予防接種法に基づき、定期接種を実施し、乳幼児期からの感染を予防します。	予防接種法に基づき、定期接種を実施しており、乳幼児健診・就学前健診時、広報紙、町ホームページなどで接種勧奨を行っています。今後も乳幼児健診・就学前健診時の保健指導、広報紙や個別通知等での接種勧奨や、医療機関と連携し、予防接種への理解を深め、接種率の向上に努めます。	健康課
30	乳幼児健診	母子保健法に基づき、発育・発達の確認と疾病や発達障がい、虐待の可能性の早期発見に努め、必要な場合は専門機関へ紹介します。	発達の遅れが気になるケースについては、専門機関の受診や発達相談、ことばの教室等の利用を勧めたり、関係機関と連携して支援を行っています。今後も乳幼児健診での発育・発達の確認と疾病や発達障がい、虐待の可能性の早期発見に努め、必要な場合は専門機関につなげるよう関係機関と連携して支援を行います。	健康課

第5章 子育て支援のための取り組み

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
31	乳児家庭全戸訪問	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対し、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの計測・母乳相談・育児相談・子育て情報の提供を行います。	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対し、助産師、保健師が訪問し、赤ちゃんの計測・母乳相談・育児相談・子育て情報の提供を行います。	健康課
32	育児・栄養相談	妊娠・出産・育児に関する基本的知識の普及と育児不安の軽減のため、個別の相談に対応します。	健診や訪問時、母子健康手帳交付時に相談の利用を勧め、情報提供や育児不安に対する支援に努めます。	健康課
33	療育相談	心身の発達に不安のある児童や保護者の療育相談を行うとともに、必要な場合は専門機関へ紹介します。また、集団活動を体験できる親子教室を実施し、発達を促す関わり方を伝えたり、療育の必要性を見極めて適切な支援につなげます。	発達相談や、臨床心理士による個別相談、保育所への巡回相談、集団活動を体験できる親子教室を行っています。 発達の遅れが気になるケースについては、専門機関の受診やことばの教室等の利用を勧め、早期に必要な支援につながるよう、関係機関と連携して対応します。	健康課
34	事故防止対策	子どもの事故防止について、乳幼児健診時にパンフレットなどを配付して注意を呼びかけます。	子どもの事故防止について、乳幼児健診時に子どもの発達や季節に応じた事故防止パンフレットを配布して注意を呼びかけます。	健康課
35	母子健康手帳交付	母子保健法に基づき妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する一貫した記録とその情報の活用により、健康で安全な出産・育児のため、母子健康手帳を交付します。	母子手帳交付時に、妊婦健康診査の受診勧奨を行います。母子健康手帳配布時は専門職が対応し、妊娠・出産・育児について保健指導を行います。	健康課
36	妊婦健康診査	母子保健法により、妊娠中の疾病や異常の早期発見と妊娠期の健康管理のため、健康診査費用の助成を行います。	母子手帳交付時に、妊婦健康診査の受診勧奨を行っています。今後も母子健康手帳交付時や転入時の妊婦健診補助券差し替え手続き時に、妊婦健康診査の受診勧奨を行います。	健康課

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
37	妊産婦訪問指導	妊娠後期に保健師が電話や訪問を行い、出産に向けての情報提供や健康管理のアドバイスをします。	妊娠している全家庭に対し、保健師が電話や訪問を行い相談に対応しています。支援が必要な妊婦については医療機関と連携し、妊娠期から継続して支援していきます。	健康課
38	パパママ教室の開催	出産を迎える家庭に対し、夫婦共同の妊娠・出産・家族計画・育児についての基本的な知識の普及のための教室を開催します。	パパママ教室を日曜日に実施します。今後も教室内容の充実を図り、妊娠・出産・育児期を健やかに過ごせるよう、役立つ情報・知識の提供に努めます。	健康課
39	母乳相談	授乳期の乳児がいる母親に対して母乳相談を行います。	月2回のすこやか相談時に助産師による母乳相談を実施しています。今後も母乳育児の推進のため、あかちゃん訪問時や健診時に母乳相談の利用を勧めていきます。	健康課
40	子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	妊産婦や乳幼児の保護者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連携し関わることで、育児不安や虐待予防に取り組んでいきます。	健康課
41	産後ケア	出産後支援が必要な母子に対して、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援します。	出産後支援が必要な母子に、日帰り型・宿泊型産後ケア事業の利用を促し、母親の身体的な回復と心理的な安定を図っていきます。	健康課

■主要課題（２）学童期思春期から成人期に向けた保健対策の充実

近年、若年層による危険薬物の入手、乱用などが増加しており、薬物使用や喫煙などの有害性についての基礎知識の普及・啓発に努め、思春期の健全な心と体づくりを支援していくことが重要となっています。

また、思春期から成人期にかけては、この時期独自の心や体の悩みや不安もあり、心のケアや不健康やせ等の思春期の課題の重要性を認識し、心身の健康づくりを自ら実践するための保健対策の充実も必要となります。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
42	学校保健授業プログラムの実施	学校における性教育、非行防止学習を実施します。	今後も各学校にて、学年の発育段階に応じた計画的な指導を実施していきます。	教育課
43	教育委員会指導による学校での実施	スクールカウンセラーを活用した生徒指導体制の充実を図ります。	各中学校へ県費雇用ＳＣ、各小学校へ県費雇用ＳＣを派遣・活用しており、今後も継続して実施します。	教育課
44	相談機関の紹介や学校養護教諭との連携	感情の豊かな発育時期の悩みや問題に対し、子どもからの相談や保護者の相談に対応するため、関係機関と連携した対応を行います。	今後も、関係機関とのネットワーク構築及び情報提供、学校（養護教諭含む）・保護者等に相談支援を行っていきます。	教育課 こども未来センター



No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
45	思春期赤ちゃんふれあい体験学習	中学生に乳幼児健康診査で赤ちゃんとのふれあいを体験させ、命の大切さやお互いを思いあう心を育てます。	中学3年生を対象に助産師による事前学習と、乳幼児健診時に赤ちゃんふれあい体験を実施しています。自己肯定感を高め、命を大切にすることを育てるという学習内容を深めるために、今後も中学校と連携して実施します。	教育課 健康課
46	児童生徒の心のケア	児童生徒の問題行動の早期発見・早期解決に取り組むことや児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を行います。	S S W、S C、心の相談員を雇用し、問題を抱える児童生徒及び保護者への面接及び情報収集と環境への働きかけを行っており、今後も継続して実施します。	教育課
47	規則正しい食習慣	望ましい食習慣が育つような食生活の普及啓発を行うとともに、食事が健康に与える影響について適切な情報提供を行います。	『筑前町食の都づくり宣言』に基づいて、学校教育活動全体を通じて、総合的に食育を推進しており、今後も継続して実施します。また、乳幼児健診や住民健診の結果説明会時に栄養指導を行い、食習慣が子どもを含め家族全員の健康に与える影響について啓発を行っており、今後も乳幼児健診や住民健診時に、望ましい食習慣についての啓発を行います。	教育課 健康課

■主要課題（3）「食育」の推進

近年では、パソコン、スマートフォン、ゲーム等の利用の影響などから、就寝や食事などの基本的な生活習慣に乱れが起こるなど、健康上の問題も指摘されています。規則正しく、子どもの発達段階に応じて、栄養バランスのとれた食事を毎日とることは、心身の健やかな成長と、将来の生活習慣病の発症予防にとって不可欠です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
48	乳幼児健診での指導・助言	乳幼児期の食事・栄養について、食の大切さを説き指導・助言を行います。	乳幼児健診において、離乳食やおやつを試食を提供したり、資料や媒体を活用して栄養指導を行っています。特に指導が必要と思われる乳幼児及び保護者に対しては個別指導を行いました。今後も健診の場で離乳食やおやつを試食や栄養指導を行い、食習慣を見直すきっかけとし、食育意識の向上を図っていきます。	健康課
49	パパママ教室における栄養指導	家族も含めた食事指導を行い、妊娠期から授乳期の栄養の基本知識の習得を支援します。	パパママ教室で栄養士による妊婦の栄養指導を年3回実施しており、今後も継続して実施します。	健康課
50	保育所における試食体験	保育所では、保育体験や保育参観などを通して、離乳食や幼児食の試食を実施します。	クラス懇談の際に給食・おやつと一緒に食べる機会を設けています。保育園においては、未就園児とその保護者の希望をとり保育体験を実施し、給食試食を行っています。今後も保護者研修・保育参観の際の給食、おやつ試食や、保育体験を通し、未就園児と保護者に試食体験を実施します。	こども課
51	幼稚園、保育所等における食育の推進	幼稚園、保育所、学校給食での「食育」の推進及び家庭啓発を行います。乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食への参加型の取り組みを行います。	幼稚園では各園の自主性により、取り組みが行われています。保育所では保育参観でおやつや給食の試食を実施しました。また給食便りや献立表で家庭への啓発を行っています。今後も継続して取り組むとともに、食育推進計画に基づき、家庭啓発の推進に努めます。	教育課 子育て支援センター

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
52	子育て支援事業における調理実習	乳幼児期からの望ましい食習慣を身につけるため、親子で参加する調理実習を開催します。	親子クッキングを開催し、旬の食材や地元の食材を使って親子で調理を楽しむとともに、乳幼児の食生活に関する講話も行っています。今後も継続して実施します。	子育て支援センター
	規則正しい食習慣【再掲】	望ましい食習慣が育つような食生活の普及啓発を行うとともに、食事が健康に与える影響について適切な情報提供を行います。	『筑前町食の都づくり宣言』に基づいて、学校教育活動全体を通じて、総合的に食育を推進しており、今後も継続して実施します。また、乳幼児健診や住民健診の結果説明会時に栄養指導を行い、食習慣が子どもを含め家族全員の健康に与える影響について啓発を行っており、今後も乳幼児健診や住民健診時に、望ましい食習慣についての啓発を行います。	教育課 健康課

■主要課題（４）子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

子どもの健やかな成長を見守る地域づくりに向け、地域・学校・関係機関等のネットワークをつくることにより、地域で親子を見守り、支えることのできる体制づくりが必要です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
53	子ども見守りネットワークの充実	地域・学校・関係機関等のネットワークを充実し、子どもの健やかな成長を見守ります。	関係機関と連携し、さらなる見守り体制の充実を図り、今後も継続して実施します。	教育課 こども未来センター

■主要課題（5）小児医療の充実

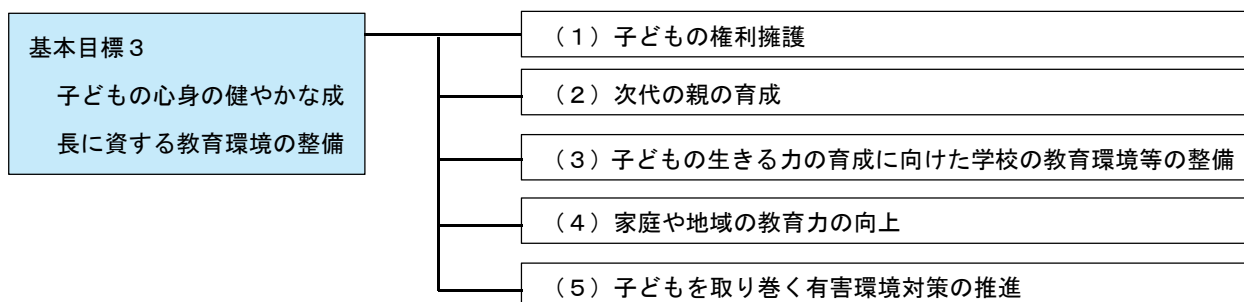
子どもは、突然体調の変化を起こしやすく、緊急の対応が迫られることも多く、小児医療において休日・夜間の診療体制の整備が不可欠です。

本町内では休日・夜間などの緊急診療体制が十分ではないことから、日常的に町外の小児科を利用している家庭が多いという現状があり、今後広域での救急体制整備について関係機関に協力要請を行い、小児医療の充実を図る必要があります。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
54	広域的連携の対応	緊急・夜間・休日などの小児科診療を朝倉地域休日夜間急患センターで行います。	広報、ホームページ、母子健康手帳交付時や乳児家庭訪問時などに休日夜間急患センターの情報提供を行っています。今後も、広域対応による小児科救急の夜間診療体制整備等の情報提供を行います。	健康課
55	小児科医療機関の情報提供	緊急時に備え、感染症や疾病の予防と事故時などに早期に対応できるよう情報提供を行います。	広報、ホームページ、乳児家庭訪問の際に、夜間対応や救急対応医療機関の案内を実施しています。今後も夜間対応や救急対応医療機関などの情報提供を行います。	健康課



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



■主要課題（1）子どもの権利擁護

本町では、子どもたちが未来に夢や希望を持ち、いきいきと自分らしく、たくましく生きていけるように、子どもの権利を保障する「筑前町子どもの権利条例」を制定しました。

条例を制定したことによって、子どもにとって大切な権利や社会参加への仕組み、子どもの権利侵害に対するサポートシステムとしての相談機関や、救済機能の地域における活性化が図られるようになりました。

今後も、子どもの権利条例を町民に広く周知するとともに、町民の理解を深めるための啓発事業を実施していきます。また、子どもたちへの説明の場を小・中学校と連携して設け、意識の高揚に向けた取り組みを進めていきます。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
56	子どもへの権利侵害に関する相談や救済	子どもへの権利侵害に関する相談への対応及びその救済への対応を支援します。	今後も継続して、子どもや関係者に対し、子どもの権利侵害に関する相談や救済の窓口を周知し、支援を行います。	こども未来センター
	こども未来センターでの自主的活動の場の提供 【再掲】	こども未来センターに子どもの居場所「ミラクルーム」を設置し、自主的活動の場を提供します。	居場所及び気持ちのより処としてミラクルームを提供し、利用者と会話や卓球等の交流を通じ、関係づくりをしながら、相談支援を行っています。今後も教育支援センターやスクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、来室する子どもや保護者に寄り添った支援を行います。	こども未来センター
57	子どもの権利条例周知	子どもの人権尊重に関わる条例の周知に向け啓発を行います。	子どもの権利条例の認知度を高め、理解を深めるために、ちらしやパンフレットの作成・配布や出前講座等を行い、今後も計画的な啓発を行います。	教育課 こども未来センター

■主要課題（2）次代の親の育成

近年、子どもへの虐待や育児放棄等の事案が問題視されています。子どもと接することが少なく、子どもとの接し方やしつけの仕方がわからないまま親となり、子どもを生み育てることや家庭を築くことの意義を十分理解できない状況にいることなども、その要因の一つと考えられます。そのため、思春期に自ら子どもとふれあう機会や場を提供することで、子どもや家庭の大切さについて理解を進めるような取り組みが必要となります。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
58	中学生の保育体験	中学生の職場体験、保育体験、赤ちゃんふれあい体験を通して、乳幼児とふれあい、子育てを体験できる機会を継続して発展させていきます。	中学3年生を対象に助産師による事前学習と、乳幼児健診時に赤ちゃんふれあい体験を実施しています。自己肯定感を高め、命を大切にする心を育てるという学習内容を深めるために、今後も中学校と連携して実施します。	教育課 健康課



■主要課題（3）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるよう、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」「信頼される学校づくり」「幼児教育の充実」の視点から取り組みを行うことが必要です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
59	少人数授業・補充学習等の実施	個人に応じたきめ細かな指導による学習意欲の向上と基礎・基本の定着を行います。	指導工夫改善加配を活用し、T・Tによる少人数指導を実施しており、今後も継続して実施します。	教育課
60	「総合的な学習の時間」での地域人材を活用した授業の実施	福祉ふれあい交流やダンス、パソコン、農作物の栽培などの学習に地域人材を活用し、子どもたちの生きる力の育成を行います。	ちくぜんボランティア人材バンクの活用や、学校運営協議会の協力を得て授業を実施しており、今後も継続して実施します。	教育課
61	学習サポーター制度の導入	授業中や放課後学習で児童・生徒の習熟度に応じた支援や家庭学習の進め方の助言などを行う大学生などを登録し、小・中学校に派遣しています。	大学等への登録をお願いし、生涯学習課が実施している「ちくぜんボランティアバンク」に登録後、学校が生涯学習課へ派遣依頼し実施しており、今後も継続して実施します。	教育課
62	スポーツ少年団の指導	スポーツ少年団団員への指導、大会を開催することにより子どもたちの向上心を育て、心身の健全育成を図ります。	結団式や奉仕活動、激励会、各団での指導・活動等、子どもたちの健全育成に取り組んでおり、今後も活動を継続していきます。	生涯学習課

第5章 子育て支援のための取り組み

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
63	教職員研修の義務付けや校長・教頭・教務主任会での研修	教育課指導主事による校内研修指導及び派遣研修報告会などの企画・実施を行います。	学校の指導体制の整備や、教員の授業力の向上のため、指導・研修等を実施しており、今後も継続して実施します。	教育課
64	各小・中学校の通学路の把握・点検	各小・中学校の通学路の危険箇所などの改善と安全の確保を行います。	関係機関と連携し、通学路の点検を実施し、報告書を作成。危険箇所の改善に繋げており、今後も継続して実施します。	教育課
65	幼稚園・保育所・小学校間の連絡会の設置や見学・交流会の実施	幼保小連絡会、就学前児童の小学校訪問、また、保護者向けの講演会などを開催します。	各学校・中学校区毎で実施しており、今後も継続して実施します。	教育課
66	適応指導教室	不登校など課題のある児童（義務教育対象者）の居場所づくりを行い、学習を主に、様々な体験活動を行います。	登校できない児童生徒の自立を促し、学校復帰・進路獲得のための指導・支援を行っており、今後も継続して実施します。	教育課
67	情報教育	情報社会に対応するため、基本的な知識・活用能力の育成や情報モラルの習得など様々な視点から支援していきます。	各学校において基本的な知識・能力等を育成し、『筑前町小・中学校ネット4ない宣言』を推進支援しており、今後も継続して実施します。	教育課
68	国際理解教育や外国語活動の推進	外国語の習得と異文化への理解を促すため、外国語指導助手等との学習活動や交流等を支援します。今後、外国語指導助手を中心に異文化交流体験等を推進します。	『アフタースクール』や立命館アジア太平洋大学の留学生との交流事業『イングリッシュワークショップ』、小学3・4年生を対象とした『ALTとあそぼ』により英語教育の充実を推進しており、今後も継続して実施します。	教育課
69	職場体験活動の推進	職場体験活動を通して、生徒が主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲等を培うことのできる活動を支援します。	各学校での取り組みが進められており、今後も継続して実施します。	教育課

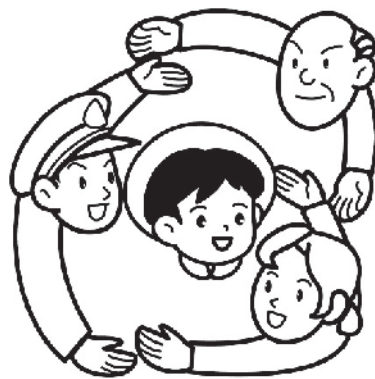
■主要課題（４）家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、相互に連携・協力し、社会全体で家庭の教育力を向上させ、次代の親となる子どもが希望を持っていきいきと育っていくことができる環境づくりを行うことが大切です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
70	早寝早起き朝ごはん	子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えます。	筑前町子どもの約束に基づき、子どもの健やかな成長のための環境整備を実施しており、今後も継続して実施します。	教育課
71	ボランティアの育成と活動の場の提供	ボランティア活動を通じて、社会生活の規範意識を学びます。	ボランティアセンター各講座のPRを行い、ボランティア登録に繋げていきます。また、ボランティア依頼については、コーディネーターがマッチングを行い登録者の活動の場を広げていきます。 このほか子どもたち主体でボランティア活動の計画、準備、実施に取り組み、自主性やボランティア意識を育てており、今後も事業を継続し、子どもたち主体のボランティア活動を実施していきます。	企画課 生涯学習課
	アフタースクール事業 【再掲】	小・中学校の放課後の空き教室を利用し、学校・地域・関係諸団体等が連携し、学習支援や体験活動を行います。	学校ごとに、放課後の空き教室を活用し、地域ボランティアや学校、関係諸団体等が連携して、学びの場や体験の場をすることで、児童・生徒の学力向上と居場所づくりに寄与し、次世代を担う人材育成を行います。	教育課 生涯学習課
72	出前講座の開催	要望のある子育てサークルや地域に出向き、保育体験など育児力を高めるための支援を行います。	今後も子育て応援に関する出前講座メニューを掲載し、要望があれば講座を行っていきます。	生涯学習課 子育て支援センター

第5章 子育て支援のための取り組み

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
73	ブックスタート	乳幼児健診に合わせて、図書館司書による絵本の紹介と配付を行います。	4か月と1歳6か月の健診時に、対象者に絵本をプレゼントしており、新規登録数の増加にも繋がっています。今後も事業を継続し、本と関わるきっかけ作りやその後のフォローアップに活かしていきます。	生涯学習課
74	親子遊び教室	親子での体験を通して、情緒面の発達や子育ての楽しさを知る機会をつくれます。	広場内外のイベントで、手遊び、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ等を実施しています。子どもとの遊び方や、子どもと共感したり、ふれあうことで心が落ちつくことを学ぶ機会としています。	子育て支援センター



■主要課題（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

パソコンやスマートフォンの普及により、若年層からのインターネットやSNSの利用が拡大し、これらを介して子どもがいじめや犯罪に巻き込まれるケースがみられます。

また、パソコンやスマートフォン、ゲーム等の長時間利用による生活リズムの乱れも問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進が重要です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
75	県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査（有害書籍の排除）	子どもにとって有害と判断されるような書物について、点検を行います。	県の指導に沿って立ち入り調査を実施します。	生涯学習課
76	県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査（町内巡回）	少年補導員の活動と連携しながら、町内巡回を実施し、悪書の散在防止のため白いポストの管理を支援します。	今後も少年補導員と連携し、実施します。	環境防災課
77	インターネットの安全な利用	規範意識や情報モラルを身につけさせるために、児童生徒の実態に応じた計画的・継続的な指導を行います。インターネット等の適切・安全な利用について関係機関・団体等と連携して保護者への普及啓発を推進します。	『筑前町小・中学校ネット4ない宣言』に基づき、保護者会等で普及啓発を推進しており、今後も継続して実施します。	教育課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備



■主要課題（1）良好な住宅・居住環境の確保

子育てを担う若い世代にとっても、居住環境の整備は重要です。

本町では、公共施設の新設・改築時を通じてシックハウス対策の推進を行い、子どもたちの安全の確保に努めます。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
78	子育て世帯の居住の安定の確保	小さな子どもがいる世帯に対する、公共賃貸住宅における入居資格の緩和等に取り組みます。	未就学児童等のいる世帯において、入居資格の収入基準を緩和しています。また入居の抽選の際、ひとり親世帯には2つの抽選番号を割り当てる優遇措置を実施しており、今後も継続して実施します。	都市計画課
79	住宅のユニバーサルデザイン化	子育て世帯が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう住宅のユニバーサルデザイン化を進めます。	町営住宅東小田団地建替えにおいて、子育て世帯等に配慮したユニバーサルデザインを取り入れました。令和元年度以降は、既存の住宅について、大規模修繕・改修時等に、ユニバーサルデザイン化を含めた検討を行います。	都市計画課
80	公共施設のシックハウス対策	公共施設の新設・改築時にシックハウス対策の推進を行います。	公共施設での対応については配慮されており、今後新設・改築の際には同様に配慮を行います。	関係各課

■主要課題（2）安全な道路交通環境の整備

近年、子どもが巻き込まれる交通事故の発生が問題になっており、交通安全施設の充実などにより、子ども、妊産婦、高齢者、障がい者などすべての人が安全に移動できる交通環境づくりを推進することが求められています。また、子どもが交通事故の被害に遭わないよう、交通安全のための啓発活動や交通安全教育の推進も必要です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
81	交通安全の施設の充実	転落防止柵、路面標示、ガードレールなどの交通安全施設の充実に取り組みます。	地元要望、通学路点検活動（行政・学校関係・警察）により、危険性や緊急性の高い箇所から施設の補修及び新設を実施しており、今後も継続して実施し、事故の防止・抑制に取り組みます。	建設課
82	安全・安心のまちづくりバリアフリー歩道の整備計画の策定	歩行者の安全・安心な通行帯を整備し、道路施設の充実に取り組みます。	国県道部においては、朝倉県土に要望を行い整備推進を図っていきます。町道部については、道路改良を実施し、通行帯の確保を行います。今後も国県道部の整備促進を図るため要望を行うとともに、町道部については、継続して既存歩道の維持管理及び通行帯の確保に取り組みます。	建設課

■主要課題（3）安心して外出できる環境の整備

すべての人が安心して外出できるよう、道路、公共交通機関、公共施設などにおいてバリアフリー化を進めます。また、地域社会全体で子育て家庭を支える取り組みを促進するため、乳幼児とともに外出しやすい環境としてベビーベッドや授乳室などの設置など、子どもや子ども連れに配慮した環境の整備を行い、多くの子育て世帯に利用してもらえるよう周知を図ります。

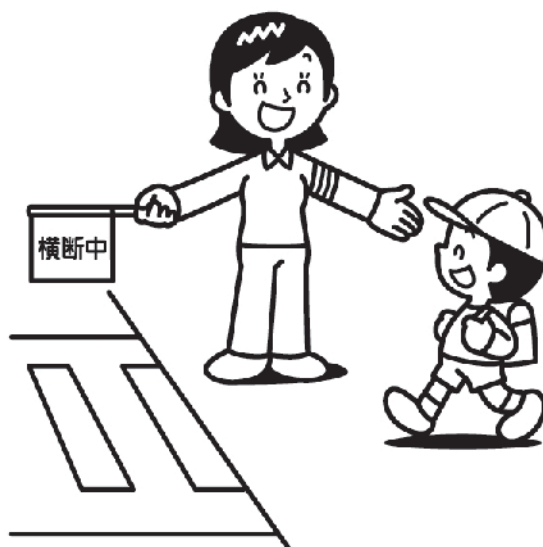
さらに、ハード面でのバリアフリーに加えて、妊産婦や子ども連れ親子等への周囲の配慮や理解を深める「心のバリアフリー」をまち全体に広げていくことが大切です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
83	赤ちゃんの駅事業	子育て中の親子が気軽に外出できるよう、公共施設・民間施設などの協力を得て、おむつ替えや授乳ができる場を開放します。	破損の激しい旗や、ポスターの交換を行っています。今後も利用しやすい駅になるよう周知や環境改善を図ります。	子育て支援センター
84	学校行事やイベント開催時の授乳室等設置	学校行事や町のイベントなどに子ども連れでも参加できるよう、授乳やおむつ替えなどができる場を開放します。	町のイベント時、臨時の赤ちゃんの駅を開設しています。小学校は協力施設として登録しており、学校行事の際、授乳やおむつ替えなどができる場を開放しています。今後も学校やイベントの担当者に働きかけ、利用者の利便性向上に努めます。	子育て支援センター
85	道路・公園等におけるバリアフリー化の推進	道路などにおける段差解消など(公共施設周辺道路・歩道を含む)人にやさしいまちづくりを目指し、バリアフリー化に取り組めます。	段差解消のため、歩道改良の整備を実施しており、今後も計画的に歩道の段差改良を実施し、円滑な通行を確保します。 公園等の遊具については定期点検並びに改築更新工事等を行い、子育て世代をはじめ、多くの利用者の健康づくり、あるいは交流の場として、安心安全なゆとりの空間を提供します。	建設課 都市計画課
	交通安全の施設の充実 【再掲】	転落防止柵、路面標示、ガードレールなどの交通安全施設の充実に取り組めます。	地元要望、通学路点検活動（行政・学校関係・警察）により、危険性や緊急性の高い箇所から施設の補修及び新設を実施しており、今後も継続して実施し、事故の防止・抑制に取り組めます。	建設課

■主要課題（４）安全・安心まちづくりの推進等

安心して生活できる環境づくりに向け、各小・中学校の通学路など、安全で歩きやすい道路環境の確保を図るとともに、防犯灯設置など防犯設備の整備を推進します。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
86	防犯灯設置の推進	歩行者、自転車通行時の安全確保のために防犯灯を設置します。	地元要望により必要性を考慮して防犯灯を設置し、安全で住みよいまちづくりを推進しており、今後も継続して実施します。	環境防災課
	各小・中学校の通学路の把握・点検 【再掲】	各小・中学校の通学路の危険箇所などの改善と安全の確保を行います。	関係機関と連携し、通学路の点検を実施し、報告書を作成。危険箇所の改善に繋げており、今後も継続して実施します。	教育課



基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標5

職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(2) 仕事と子育ての両立の推進

(3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

■主要課題（1）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、企業や住民が積極的に取り組み、町全体の運動として広げていく必要があります。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
87	広報・啓発・情報提供等の推進	男女共同参画の理念を基に、男女共同社会実現そして家庭と仕事の両立推進のための啓発活動を行います。 1. 労働相談事業の情報提供 2. 就業相談事業の情報提供 3. 出産・育児などによる退職者再就職支援事業の情報提供	平成 29 年度には県・朝倉市・東峰村・うきは市と共催で労働相談会を実施。県子育て女性就職支援センターでの相談会の情報提供や制度の周知を行いました。引き続き、関係機関と連携して、相談会の実施や情報提供を行います。	農林商工課
88	特定事業主行動計画の推進	職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げ支援する環境を整備するための特定事業主行動計画の推進・見直しを行います。	年に1回、特定事業主行動計画策定・推進委員会を開催し、計画の実施状況確認・改定を行います。今後も計画の一層の推進を図ります。	総務課
89	子育て講座等への男性の参加推進	男性の育児などへの関わりを深めるために、保育参観や行事への積極的な参加を呼びかけます。	今後は男性の育児参加につながる内容や日程について考慮し、啓発に努めていきます。	子育て支援センター

■主要課題（２）仕事と子育ての両立の推進

保育サービスや学童保育などの充実を通じて、就労環境が多様化する中でも、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備に努めます。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
	一時預かり事業 【再掲】	普段、家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に一時的に保育を行います。	現在、町内の認可保育所で受け入れを行っています。家庭にて保育をしている保護者の負担軽減に資するため、今後も継続して実施します。	こども課
	病児・病後児保育事業 【再掲】	保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育する事業です。	病後児サポート事業により受け入れを実施していますが、現在利用の実績はありません。今後は病後児のニーズを踏まえ、近隣の施設との連携も視野に入れます。	子育て支援センター
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 【再掲】	保護者などが仕事などにより夜間または休日に不在となった場合や疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合、適切な施設において児童の養育・保護を行います。	児童養護施設との協議確認を継続して行い、必要が生じたときの受け入れ体制を整備します。	こども課
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 【再掲】	急な残業が入った時や通院など子どもと一緒に行動できない時などの一時預かりや保育所、幼稚園、学童の送迎や家事援助などを行います。	会員確保のため、事前周知に努め、講習会を継続的に開催していきます。	子育て支援センター

第5章 子育て支援のための取り組み

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
	放課後児童健全育成事業（学童保育） 【再掲】	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	町内3カ所の学童保育所において受け入れを行っています。入所希望者増に対する受け入れ施設の確保や支援員の確保が課題となっているため、施設整備の検討や支援員募集の周知等を行っていきます。	こども課
	通常保育事業 【再掲】	保護者の就労などにより家庭で保育できない就学前児童を対象に、認可保育所において保育を行います。	町内の認可保育所で受け入れを実施し、各保育所の協力を得ながら弾力的運用により、定員を超えて受け入れを行っています。今後も入所希望者の増加が見込まれるため、施設整備や更なる定員増の依頼などを検討します。	こども課
	時間外保育事業（延長保育事業） 【再掲】	保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。	町内の認可保育所において、延長保育を行っています。保育ニーズへの対応のため、今後も継続して実施します。	こども課
90	女性の再就業に関する就業支援講座の開催、情報の提供	出産や育児、介護により退職した女性の再就業などを支援するため、必要な能力を取得するための講座を開催します。また、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携を図りながら必要な情報の提供に努めます。	県子育て女性就職支援センターやハローワークが開催する講座・研修会等の情報を提供しており、今後も継続して実施します。また、資格取得等により、雇用・起業に繋がる講座を開催（託児あり）、筑後労働支援事務所や、県及び県内の男女共同参画センターからのチラシを掲示、ハローワーク（久留米・朝倉）の求人案内を置くなどしています。今後は、資格取得のレベルアップ講座を実施し、就業・再就職に繋がる取り組みを実施します。また起業支援セミナーについては、基礎知識を学び起業に繋がる講座を目指します。自分磨き講座では、筑後労働支援事務所より講師を招き、自己PRの具体的な作成方法等を学び、就業活動に繋がります。	農林商工課 企画課

■主要課題（3）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、社会全体で、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援が重要となっています。結婚や出会い等の情報提供体制の再構築を図るとともに、相談窓口の充実を図ります。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
91	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	住民の結婚・妊娠・出産に関する希望の実現のため、ライフステージごとに切れ目のない推進が必要であり、町として各段階に応じた支援を行います。	出会い応援に関する情報提供を広報やホームページを通じて行っています。また、県の支援により縁結び応援の講座等を開催しています。今後は出会い応援に関する情報提供を広報やホームページを通じて行うと共に、妊娠・出産・育児に係る相談体制の充実に努めます。	こども課



基本目標6 子ども等の安全の確保

基本目標6

子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

■主要課題（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所・幼稚園、学校、交通安全協会との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
92	交通安全教室等の実施	朝倉警察署の協力により交通安全教室を実施します。また、保育や授業の中で、紙芝居やパンフレットなどを使って交通安全に対する意識付けのための教育を実施します。	公立保育所では、朝倉警察署、自動車学校、保護者の方の協力のもと信号機・横断歩道のわたり方の教室を実施しており、今後も継続して実施します。 出前講座を活用して、子どもや高齢者に交通安全に対する意識付けを行っています。今後は朝倉警察署と連携を図り、子どもから高齢者等全住民を対象に、出前講座を活用して交通安全教室を行います。また、DVDやパンフレットを使って交通安全に対する意識付けを行います。	こども課 教育課 環境防災課
93	交通指導員の育成と街頭指導の実施	毎月1回、町内各所で朝の通学時の交通安全街頭指導を行います。	指導員総会を開催し、指導員の育成と技術向上を図り、毎月1回、街頭指導を実施しています。今後は指導員会での全体指導を行い、継続して毎月1回の街頭指導を行います。	環境防災課

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
94	警察署のポスター掲示	警察署と連携し交通安全周知に努めます。	ポスター入手時に窓口や町施設への掲示を行っています。今後はポスター掲示とともにパンフレット等の資料を窓口を設置し、出前講座等で配布して周知に努めます。	環境防災課
95	朝倉地区交通安全協会による貸し出し事業の情報提供	チャイルドシート・ベビーシートの貸し出し支援事業について情報提供を行います。	朝倉地区交通安全協会に補助金を交付し購入支援・貸し出し事業を行いました。今後も貸し出しの情報提供を行います。	環境防災課

■主要課題（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

社会生活の多様化、地域社会におけるつながりの希薄化などにより、地域における犯罪抑制力は低下しており、近年、子どもを対象とした犯罪は増加傾向にあります。

本町では、警察をはじめとする関係団体や地域などと連携した防犯活動、防犯灯の設置を進めるなどの防犯対策に努めています。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
96	朝倉警察署管内での学校警察連絡協議会の設置	朝倉警察署管内の学校関係者と警察署による現状報告や意見交換を行っています。	学校警察連絡協議会を開催し、情報共有を行っており、今後も継続して支援を行います。	教育課
97	地域防犯活動補助事業	地域防犯活動補助金を交付し安全対策を講じています。	地域防犯活動補助金により、地域防犯活動団体の育成や支援を行っており、今後も継続して実施します。	環境防災課
98	少年補導員・中学校・警察署との情報・意見交換会の実施	少年補導員・中学校・警察署が連携して、関係機関会議に参加し、子どもを犯罪などの被害から守るための情報・意見交換を定期的に行います。	学校安全対策委員会を開催し、情報共有・意見交換を行っており、今後も継続して実施します。 また、町より関係機関会議に出席し、情報を共有し連携を図っており、今後もこれを引き続き実施します。	教育課 環境防災課

第5章 子育て支援のための取り組み

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
99	集団登下校の推進とスクールガードリーダー・PTA・ボランティアによる登下校時パトロール	集団登下校の推進とスクールガードリーダー・PTA・ボランティアによる登下校時パトロールを実施します。	関係協力団体による児童生徒の安全・安心登下校の推進とパトロールを実施しており、今後も継続して実施します。	教育課
100	「子ども110番の家」設置支援	子どもが助けを求めてきた時にその子どもを保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動を支援します。	学校からの依頼があった際「子ども110番の家」のポスター配布を行っています。「子ども110番の家」の設置については、学校・PTA等で行っており、今後も継続してポスターを配布することで、学校・PTA活動等の支援を行います。	生涯学習課
101	夜間巡回パトロール	少年補導員より、夜須校区、三輪校区毎に、夜間巡回パトロールを実施します。	長期休校時に夜間巡回パトロールを行っており、今後も引き続き実施します。	環境防災課
	防犯灯設置の推進【再掲】	歩行者、自転車通行時の安全確保のために防犯灯を設置します。	地元要望により必要性を考慮して防犯灯を設置し、安全で住みよいまちづくりを推進しており、今後も継続して実施します。	環境防災課

■主要課題（3）被害に遭った子どもの保護の推進

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
102	被害に遭った子どものケア	関係者、関係機関の連携によるカウンセリングなど継続的支援活動を効果的に行い、きめ細かな対応を図ります。	関係機関と連携し、相談体制の確認を行っており、今後も継続して実施します。また、SSW、SC、心の相談員など、学校内外におけるチーム体制構築及び支援によるサポートを実施しており、これも継続して実施します。	こども課 教育課 こども未来センター

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進



■主要課題（1）児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待の痛ましい事件が数多く発生しています。虐待の背景は多岐にわたることから、日常的な注意・しつけがエスカレートしてしまう等、いつでもどこでも起きる可能性があります。

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、福祉関係者をはじめとして、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。要保護児童対策地域協議会においては、各関係団体が連携し、お互いの情報を共有し、個別ケースの解決につながるよう取り組みます。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
103	保育所・幼稚園・小・中学校における虐待の早期発見	子どもの心身の変化を注視し、関係機関と連携を取りながら適切な対応を行います。	虐待の兆候や疑いがあった際には、速やかに子どもの安全確認を行い、児童相談所等の関係機関と情報共有して支援を行っています。今後も関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、早期発見及び関係機関の協力体制の強化に努めます。	こども未来センター
104	各種相談事業における虐待の早期発見・早期対応	産後間もない時期の家庭訪問や乳幼児健診、育児相談などで養育態度や育児不安など、早期発見に努めます。	養育態度や育児不安など気になるケースについては、関係機関と連携し、早期発見、迅速な対応に努めています。今後も支援が必要な家庭の早期把握に努め、関係機関と連携して迅速に対応していきます。	健康課

第5章 子育て支援のための取り組み

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
105	関係機関の連携	要保護児童対策地域協議会において、虐待防止対策の充実、連携を行います。	S S Wが要保護児童対策地域協議会へ参加し、情報共有・関係機関との連携を行っており、今後も継続して実施します。 要保護児童対策地域協議会では、代表者会議や実務者会議、ケース会議を行い、子どもの現状確認と支援の方向性を協議しています。また、要保護児童対策及び児童虐待防止対策として、関係者を対象とした研修会を開催しています。今後も関係者が共通認識を持ち、連携して支援を行えるよう、情報交換や情報共有に努めます。	こども課 教育課 こども未来センター
106	乳幼児健診等健診時における相談支援	乳幼児健診や育児等の健診時において、個別に助言を行うことで、子どもへの不適切な養育を改善できるよう支援していきます。	養育態度や育児不安など気になるケースについては、子育て世代包括支援センター連携会議で各機関と連携し、早期発見、迅速な対応に努めています。今後も支援が必要な家庭の早期把握に努め、関係機関と連携して迅速に対応します。	健康課
107	児童虐待防止啓発の推進	子どもに関する機関が連携し、計画的に児童虐待防止啓発を行います。	関係機関と連携し、イベントや講座時のチラシ配布や講演内容等の情報を共有し、啓発の機会を活用していきます。	こども未来センター

■主要課題（２）母子・父子家庭等の自立支援の推進

離婚などにより、以前に比べひとり親家庭が増加している中で子どもの健全な育成を図るためには、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を４本柱として、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。そのため、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や保育サービスの充実、自立支援の促進に努めていきます。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 【再掲】	保護者などが仕事などにより夜間または休日に不在となった場合や疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合、適切な施設において児童の養育・保護を行います。	児童養護施設との協議確認を継続して行い、必要が生じたときの受け入れ体制を整備します。	こども課
108	保育所への入所	母子・父子家庭などの自立支援のため、保育所への入所について配慮します。	入所調整において優先する項目に位置づけ、保育所の受入可能な範囲で入所対応を行っています。より保育が必要な世帯と位置づけ、今後も継続して実施します。	こども課
109	各種相談・講習会の広報	就労支援などについて、関係機関から依頼のあったものについて、広報紙への掲載や情報誌の提供・配付などを行います。	ひとり親家庭等を対象とする就労支援や講習会等の情報を広報紙へ掲載しています。今後も町広報紙等を活用し、継続して情報提供に努めます。	こども課
110	母子父子寡婦福祉資金の情報提供	母子・父子家庭や寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付の情報提供を行います。	窓口・電話問合せにおいて、「福祉のしおり」を活用し、各種資金の情報提供を行っており、今後も県と連携し、継続して情報提供を行います。	こども課
111	児童扶養手当	ひとり親家庭などで養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当で、子どもを養育している方（受給資格者）からの申請によって支給されます。	適正に各種相談や届出の処理を行っています。引き続き県と連携し、適正な事務処理及び制度の周知に努めます。	健康課

■主要課題（3）経済的支援の充実

経済的な問題により、子どもの健全な育成が妨げられることを防ぐために様々な支援が必要です。本町では、現状でも国・県の施策と併せ様々な経済的支援を行っています。

今後は、支援対象となる家庭が制度を利用できなかったということがないよう、制度の周知に向けた情報提供を充実させます。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
112	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。	適正に各種相談、届出の受付や支給事務を行っています。引き続き適正な事務処理及び制度の周知に努めます。	健康課
	児童扶養手当 【再掲】	ひとり親家庭などで養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当で、子どもを養育している方（受給資格者）からの申請によって支給されます。	適正に各種相談や届出の処理を行っています。引き続き県と連携し、適正な事務処理及び制度の周知に努めます。	健康課
113	ひとり親家庭等医療費	離婚等により配偶者のいない方で18歳に達する日以降（達した年度）の3月31日までの間にある子を監護している方及び母子または父子家庭の父母が監護している子の医療費の自己負担分の一部を助成します（乳幼児医療制度の対象者を除く）。	対象者に対して制度の説明を行い、医療費の一部負担についての補助を行っています。受給資格者に漏れがない様、周知を徹底して、引き続き適切な給付に努めていきます。	健康課
114	子ども医療費助成	中学校就学前の子どもの医療費の自己負担分の一部を助成します。	対象者に対して制度の説明を行い、医療費の一部負担についての補助を行っています。受給資格者に漏れがない様、周知を徹底して、引き続き適切な給付に努めていきます。	健康課

■主要課題（４）障がいや発達に遅れのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもについても、他の子どもたちと共に、同じように保育・教育を受けることのできる環境整備が必要です。そのため障がいの原因となる疾病及び事故の予防から、早期発見並びに治療の推進、その後の社会参加の適応性を高めるための療育に向け、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進することが必要です。

また、障がい児等支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要です。

このほか、自閉症等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加をするために必要な力を培うため、教員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行うことが必要です。

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
115	各種健診事業を通じた障がいとなりうる疾病の早期発見	乳幼児健診における健診未受診者に対しては、個別訪問等を実施することにより子どもの健康状態を的確に把握し、障がいの原因となる疾病の早期発見並びに療育・治療へとつなげます。	未受診者に対しては、訪問等で児童の健康状態を確認し、必要な場合は医療機関や療育機関等の受診を勧めています。今後も未受診者に対して、訪問や電話等で受診勧奨を行います。また、未受診者の健康や発育・発達状態を把握し、必要な支援に繋げるよう、関係機関と連携して対応します。	健康課
	療育相談 【再掲】	心身の発達に不安のある児童や保護者の療育相談を行うとともに、必要場合は専門機関へ紹介します。また、集団活動を体験できる親子教室を実施し、発達を促す関わり方を伝えたり、療育の必要性を見極めて適切な支援につなげます。	発達相談や、臨床心理士による個別相談、保育所への巡回相談、集団活動を体験できる親子教室を行っています。発達の遅れが気になるケースについては、専門機関の受診やことばの教室等の利用を勧め、早期に必要な支援につながるよう、関係機関と連携して対応します。	健康課
116	特別支援教育	障がいのある児童生徒に対し、一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育を行う必要があることから、特別支援学級の設置や支援員の配置等を図ります。	関係機関と一体となり、組織的、計画的、効果的に児童一人ひとりの自立と社会参加への支援を行うため、特別支援教育支援員を各学校へ配置しています。今後も継続して実施します。	教育課

第5章 子育て支援のための取り組み

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
117	自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいがある 18 歳未満の児童が手術等を行うことで確実な治療効果が期待できる場合に、必要な治療費を自立支援医療費として支給します。	制度の対象となる障がいがある児童へ育成医療費の支給を行っており、今後も制度に則して事業を行います。	福祉課
118	日常生活用具の給付、補装具の交付、障がい福祉サービス（地域生活支援事業含む）	○日常生活用具の給付 在宅の重度障がい者（児）に対して浴槽、ベッドなどを給付し日常生活の改善を図ります。 ○補装具の交付 身体障がい者（児）に必要な身体機能を獲得または補うための用具の交付・修理を行います。 ○障がい福祉サービス 社会参加を目的とした外出への支援や、障がい者などの家族の一時的な負担軽減を図るための一時預かり及び社会に適応するための日常的な訓練などを目的として実施します。	制度の対象となる手帳の交付を受けた障がい児、指定された難病患者へ日常生活用具、補装具の給付等を行います。また、長期休暇中における障がい児の預かり事業の実施や、日中一時支援事業などを行い家族の負担軽減等を行っています。今後も制度に則して事業を行います。	福祉課
	障がい児保育事業【再掲】	集団保育が可能な障がい児の保育を行います。また、必要に応じて保育士の加配も行います。	集団保育が可能な障がい児の保育を行うにあたり、必要に応じて加配保育士を配置しています。また、私立保育所においては、町から一部補助を実施しています。年々障がい児の入所は増えており、今後も継続して実施できるよう加配保育士の確保を依頼していきます。 また、より配慮が必要な医療的ケア児の保育についても、関係機関や保護者と連携し、受け入れ体制の支援を行います。	こども課

No	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当課
119	関係機関との連携	保護者の理解と育児不安に対し、早期介入と関係機関との連携強化を図り、個別の自立支援となるよう援助を行っています。また、障がい児などには、相談支援事業所との連携を図りつつ、更生相談所、医療機関などとの協議を行い個々の状況に応じた支援に繋げています。	保育所等においては、発達障がい等が見込まれる幼児について、町健康課や専門機関と連携を図り保育を行っています。 教育課では、教育支援委員会を開催。医療機関・特別支援学校等と情報共有し、障がいのある児童生徒の個々の状況に応じ、組織的な支援を行っています。 いずれも、引き続き関係機関、相談支援事業所と連携し、支援を行っていきます。	こども課 教育課 福祉課
120	障がい児理解に向けた啓発	町の障害者基本計画に基づき、住民の障がい児に対する理解や認識を深め、人権尊重の意識を醸成するための啓発広報活動の推進に努めます。	障がい者週間等に併せて、住民に対して啓発等を実施しています。今後は広報、パンフレットの掲示等に留まらず、学校や保育所等それぞれの場面も含め、啓発を行います。	福祉課
121	通級指導教室 (小学生) ことばの教室 (幼児)	ことばの遅れや発達が気になる幼児または児童に対し、発音やことばなどについて、個別相談や訓練を行います。	言語やコミュニケーションに関する課題の個別相談や訓練を実施しています。今後も継続して実施し、対象児童の早期把握に努め、個々に応じ適切な対応、施設への紹介を行っています。	教育課 子育て支援センター

第6章 推進体制

第6章 推進体制

1. 計画の周知

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提の下、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、住民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

2. 関係機関との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

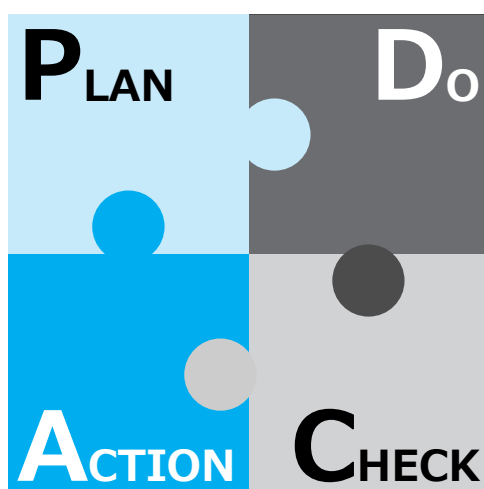
関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

3. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況を点検・評価します。

事業計画策定後には、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保の内容」などに大きな乖離がみられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として計画の見直しを検討します。



資料編

1. 筑前町子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果と分析

（1）調査の目的

この調査は、「筑前町子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料として、子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識、要望等を把握するとともに、子育ての感じ方、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する意識等を把握するために実施した。

（2）調査設計及び回収結果

	就学前児童用調査	小学生児童用調査
調査対象	就学前児童を 養育する保護者	小学生を 養育する保護者
対象抽出方法	住民基本台帳による 抽出	住民基本台帳による 抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収 （督促状 1 回使用）	郵送配布－郵送回収 （督促状 1 回使用）
標本数	1,276 人	1,214 人
回収数（有効回収率）	750 人（58.8%）	651 人（53.6%）
調査期間	平成 30 年 11 月 15 日～平成 30 年 11 月 30 日	

（3）調査結果の見方

- ・ 回答は、原則として各質問の調査数を基数（ n ）とした百分率（%）で表し、小数第 2 位を四捨五入している。このため、百分率の合計が 100%にならない場合がある。また、2 つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が 100%を超える場合がある。
- ・ 調査数（ n ）が少数となる場合は参考までに数値を見る程度に留め、結果の利用には注意を要する。
- ・ 本文または図表中の回答選択肢については、コンピュータ入力の都合上、省略して表記している場合がある。

(4) 調査結果

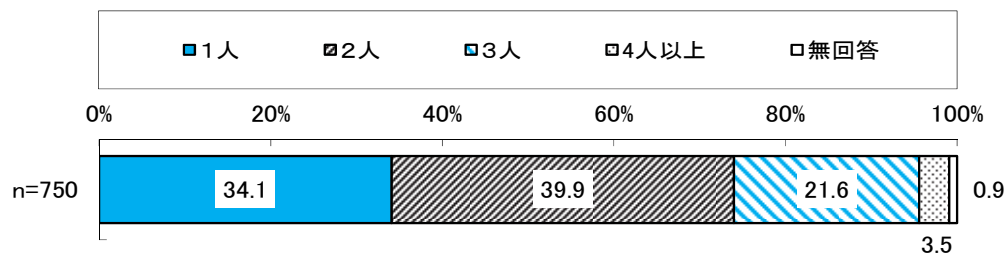
①世帯の子どもの数【単数回答】

世帯の子どもの数について、就学前児童では、「2人」(39.9%)が最も多く、これに「1人」(34.1%)、「3人」(21.6%)、「4人以上」(3.5%)が続いている。

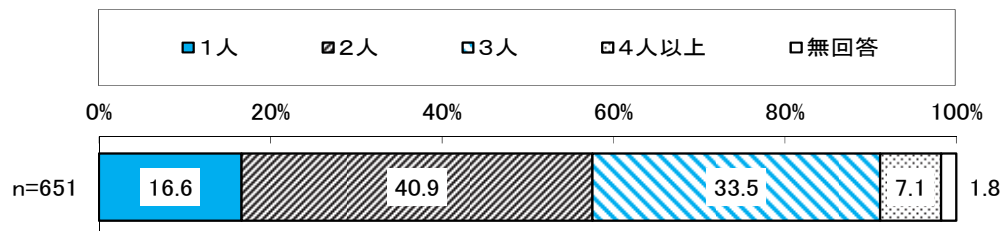
小学生児童では、「2人」(40.9%)が最も多く、これに「3人」(33.5%)、「1人」(16.6%)、「4人以上」(7.1%)が続いている。

【世帯の子どもの数】

就学前児童



小学生児童



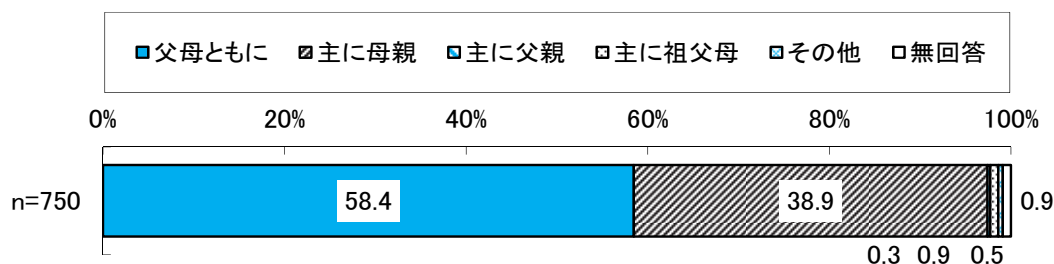
②子育てを主に行っている方（子どもの身の回りの世話をしている人）〔単数回答〕

子育てを主に行っている方について、就学前児童では、「父母ともに」（58.4％）との回答が過半数を占めており、次いで「主に母親」が38.9％を占めている。以下、「主に祖父母」（0.9％）、「主に父親」（0.3％）が続いている。

子どもの身の回りの世話をしている人について、小学生児童では、「主に母親」（92.0％）が9割以上を占めており、次いで「主に祖父母」（3.4％）、「主に父親」（2.0％）となっている。

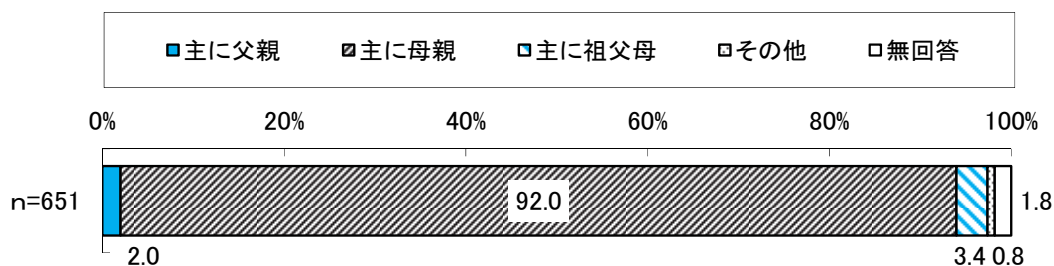
【子育てを主に行っている方】

就学前児童



【子どもの身の回りの世話をしている人】

小学生児童

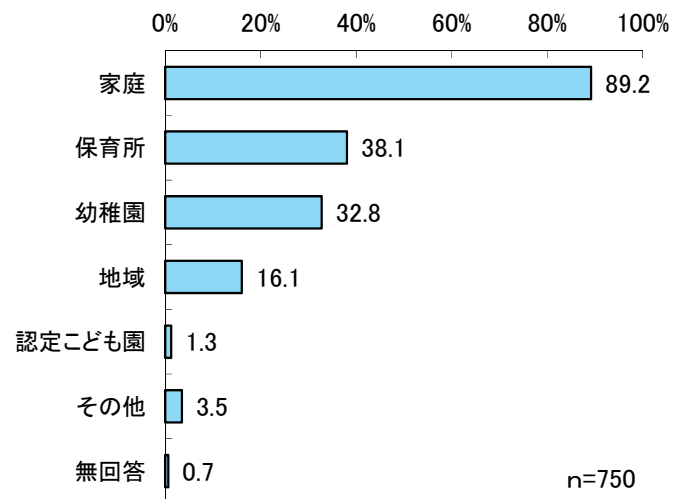


③子育てにもっとも影響すると思われる環境【複数回答】

子育てにもっとも影響すると思われる環境について、就学前児童では、「家庭」との回答が最も多く 89.2%を占め、次いで「保育所」(38.1%)、「幼稚園」(32.8%)が続いており、「地域」は 16.1%、「認定こども園」は 1.3%であった。

【子育てにもっとも影響すると思われる環境】

就学前児童



④子どもをみてもらえる（預かってもらえる）親族・知人〔複数回答〕

子どもをみてもらえる親族・知人について、就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（62.1％）が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（30.4％）となっており、祖父母等の親族が上位にあがっている。

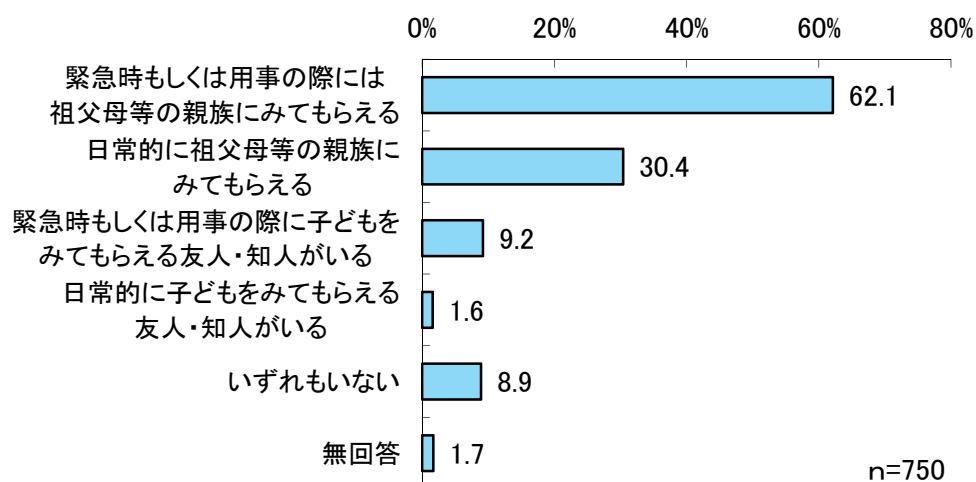
以下「緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が9.2％、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が1.6％となっており、「いずれもない」は8.9％であった。

子どもを預かってもらえる人の状況について、小学生児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」（56.5％）が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」（31.0％）となっており、祖父母等の親族が上位にあがっている。

以下「緊急時もしくは用事の際に子どもを預けられる友人・知人がいる」が16.3％、「日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる」が4.0％となっており、「いずれもない」は10.9％であった。

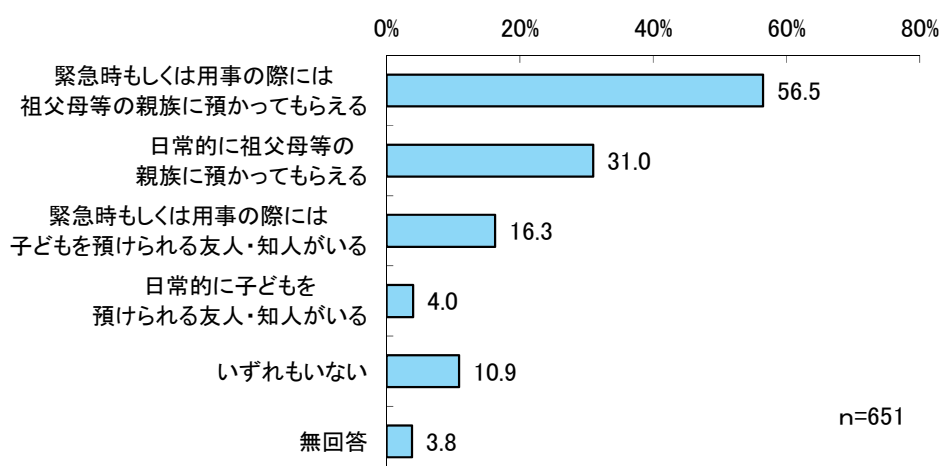
【子どもをみてもらえる親族・知人】

就学前児童



【子どもを預かってもらえる人の状況】

小学生児童



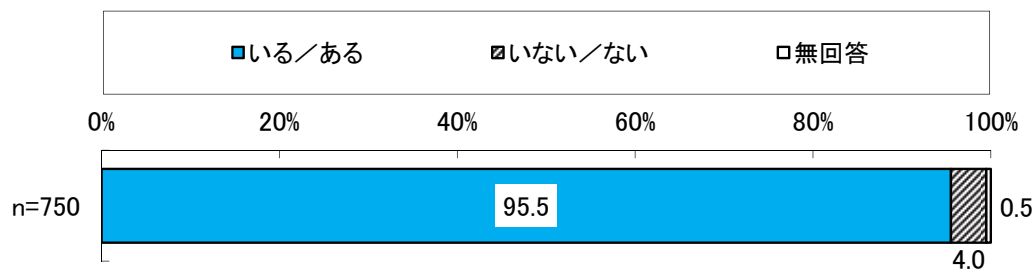
⑤子育てについての相談先の有無〔単数回答〕

子育てをする上で気軽に相談できる人（場所）の有無について、就学前児童では、「いる／ある」との回答が95.5%を占めており、「ない／いない」は4.0%であった。

子育てをする上で気軽に相談できる人の有無について、小学生児童では、「いる」との回答が91.6%を占めており、「ない」は7.5%であった。

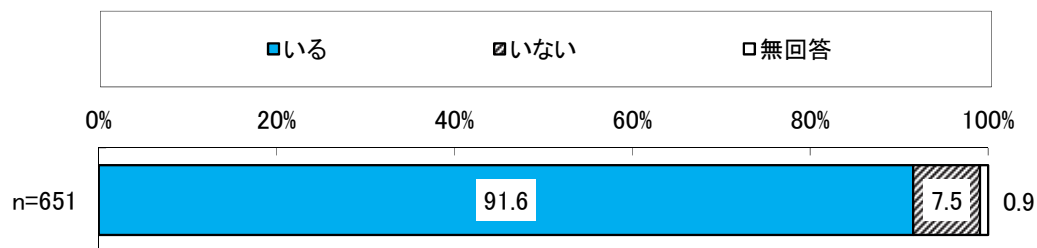
【相談先の有無】

就学前児童



【子育てについて相談できる人の有無】

小学生児童



⑥子育てに関する相談先〔複数回答〕

子育てに関する相談先について、就学前児童では、「祖父母等の親族」（85.8％）との回答が最も多く、次いで「友人や知人」（74.0％）が続いており、身近な人を相談相手としている割合が高くなっている。これに続き、「保育士」（22.9％）、「幼稚園教諭」（20.3％）、「近所の人」（13.7％）、「かかりつけの医師」（11.9％）、「子育て支援施設（地域子育て支援拠点、児童館）・NPO」（9.1％）などが比較的高い割合を占めている。

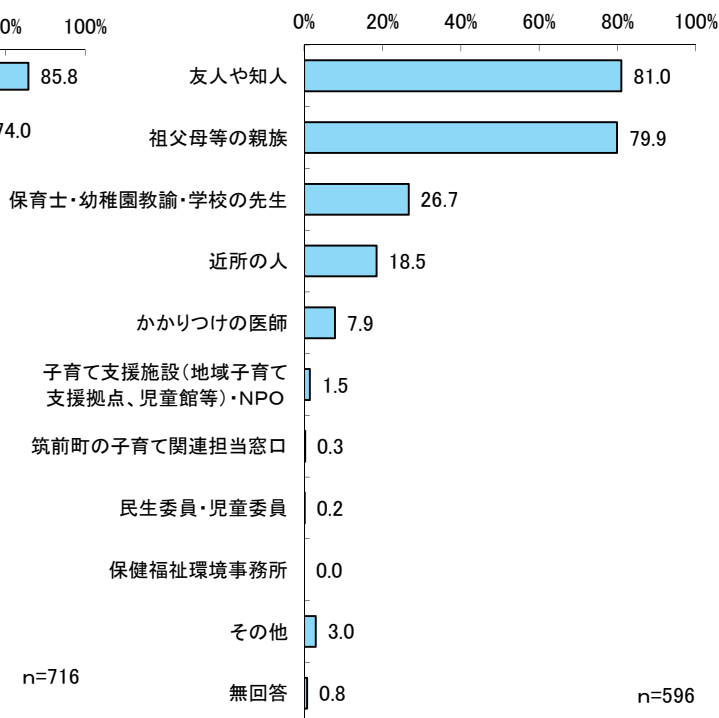
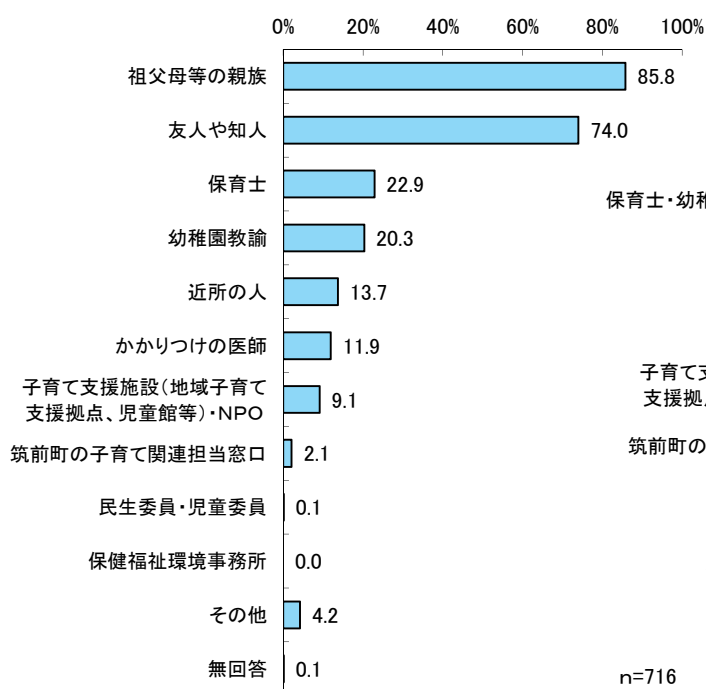
子育てについて気軽に相談できる人について、小学生児童では、「友人や知人」（81.0％）との回答が最も多く、次いで「祖父母等の親族」（79.9％）が続いており、身近な人を相談相手としている割合が高くなっている。以下「保育士・幼稚園教諭・学校の先生」（26.7％）、「近所の人」（18.5％）、「かかりつけの医師」（7.9％）が続いている。

【子育てに関する相談先】

【子育てについて相談できる人】

就学前児童

小学生児童

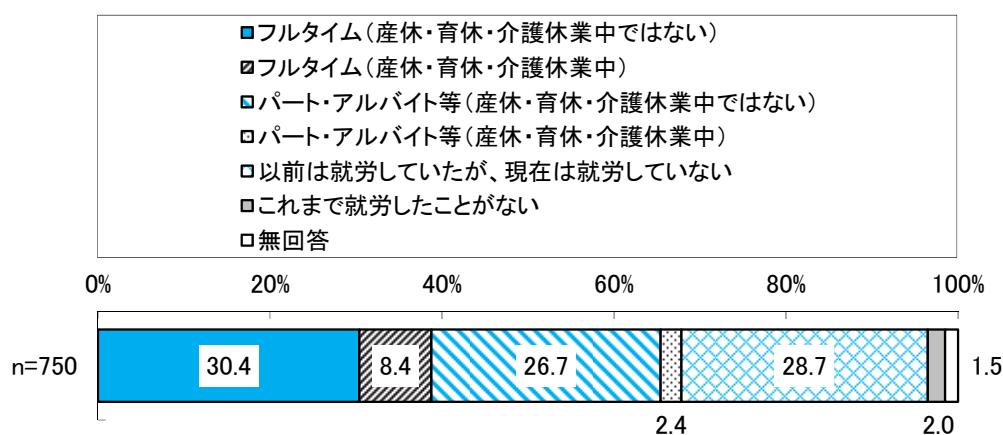


⑦母親の就労状況【単数回答】

就学前児童の母親の就労状況をみると、「フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）」（30.4％）との回答が最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」（28.7％）、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）」（26.7％）を占め、「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」（8.4％）、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中）」（2.4％）など産休・育休・介護休業中が続いており、「これまで就労したことがない」は2.0％であった。

【母親の就労状況】

就学前児童

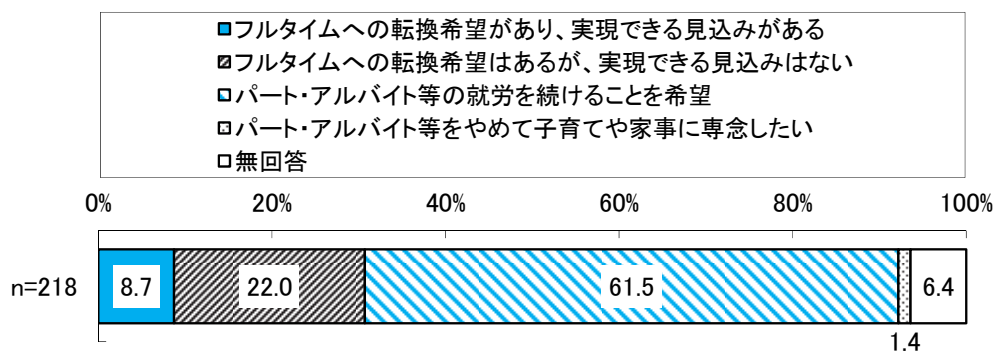


⑧パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望【単数回答】

就学前児童のパート・アルバイト等で就労している保護者のフルタイムへの転換希望をみると、母親については、「パート・アルバイトの就労を続けることを希望」（61.5％）との回答が過半数を占めており、次いで「希望はあるが実現できる見込みはない」（22.0％）が続いている。

【母親のフルタイムへの転換希望】

就学前児童

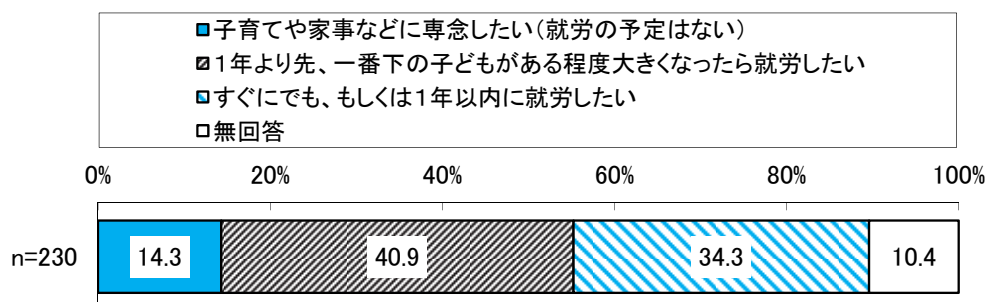


⑨母親（未就労者）の就労意向【単数回答】

就学前児童の就労していない母親に今後の就労意向をたずねたところ、「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったら就労したい」（40.9％）との回答が4割を占めている。「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は34.3％を占め、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」は14.3％であった。

【母親（未就労者）の就労意向】

就学前児童



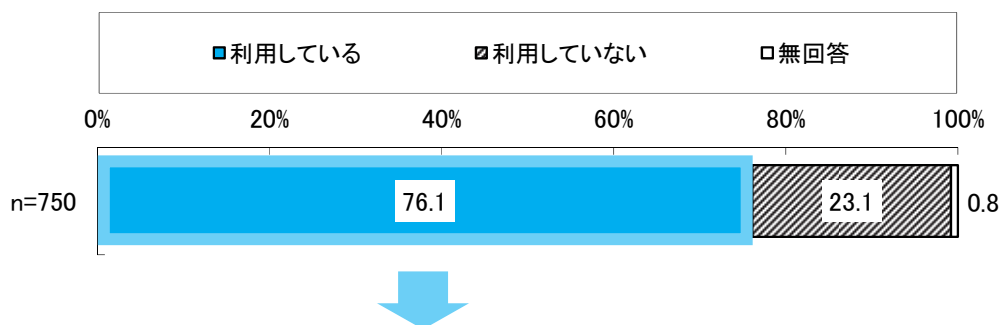
⑩平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育の事業の利用について、就学前児童では 76.1%が「利用している」と回答している。

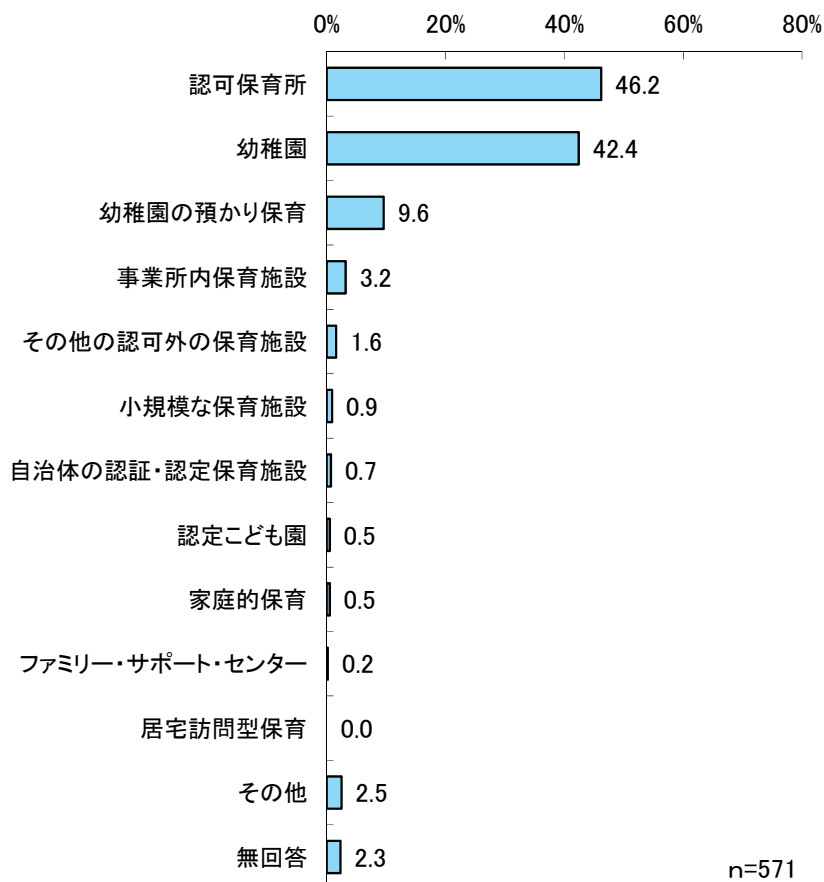
このうちの 46.2%と半数近くが「認可保育所」を利用しており、これに次いで「幼稚園」が 42.4%で続いている。

【平日の教育・保育事業の利用有無】〔単数回答〕

就学前児童



【利用している教育・保育事業の種類】〔複数回答〕

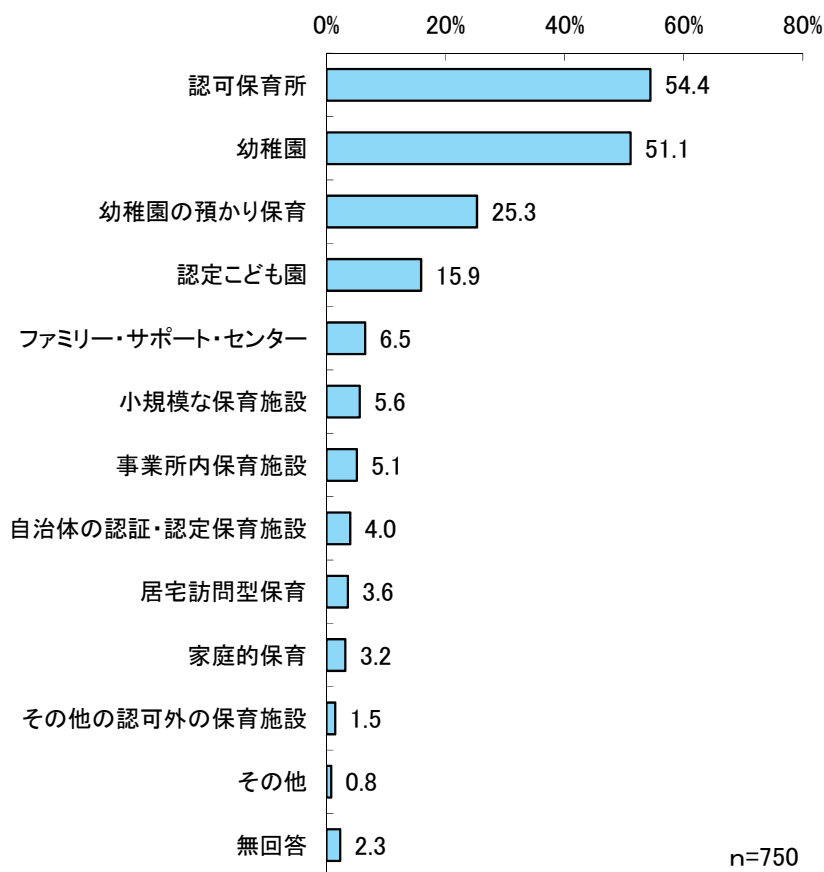


⑪定期的に利用したい平日の教育・保育の事業【複数回答】

定期的に利用したいと考える事業について、就学前児童では、「認可保育所」(54.4%)が最も多く、次いで「幼稚園」(51.1%)、「幼稚園の預かり保育」(25.3%)、「認定こども園」(15.9%)などが比較的高い割合を占めている。

【定期的に利用したい平日の教育・保育の事業】

就学前児童



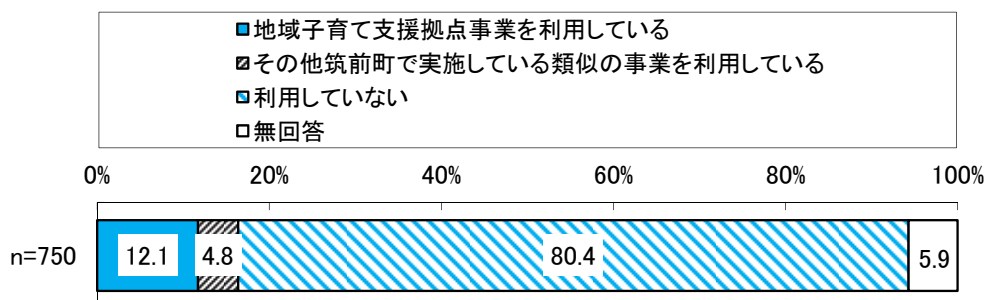
⑫地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向【単数回答】

地域子育て支援拠点事業の利用状況について、就学前児童では、「利用していない」(80.4%)との回答が最も多く、「地域子育て支援拠点事業を利用している」は12.1%、「その他筑前町で実施している類似の事業を利用している」は4.8%であった。

今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」(61.7%)との回答が過半数を占め、次いで「利用していないが、今後利用したい」(21.9%)、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(7.5%)となっている。

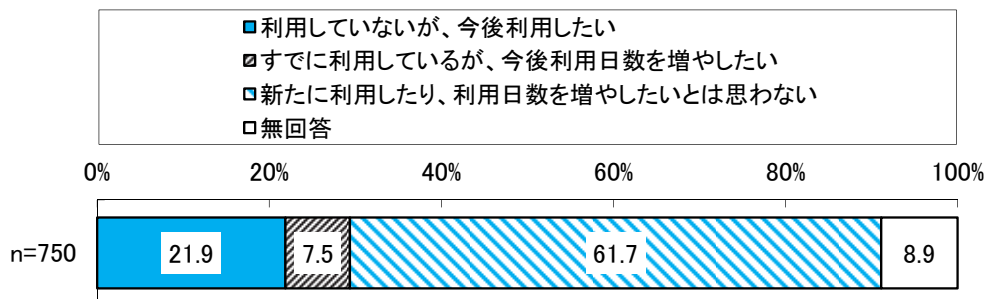
【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

就学前児童



【地域子育て支援拠点事業の利用意向】

就学前児童

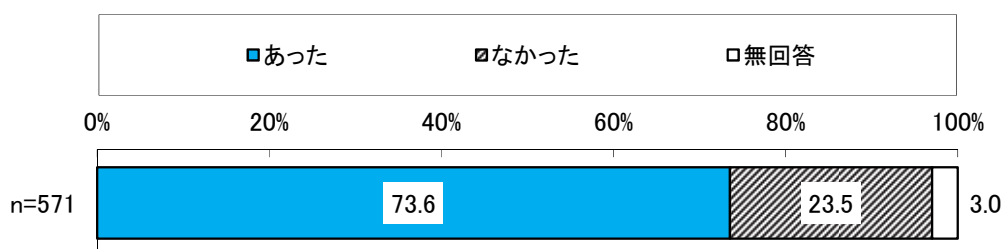


⑬子どもの病気等のために教育・保育の事業が利用できなかった経験【単数回答】

この1年間に病気等のため普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった経験について、就学前児童では、「あった」が73.6%を占め、「なかった」は23.5%であった。

【子どもの病気等のために教育・保育の事業が利用できなかった経験】

就学前児童

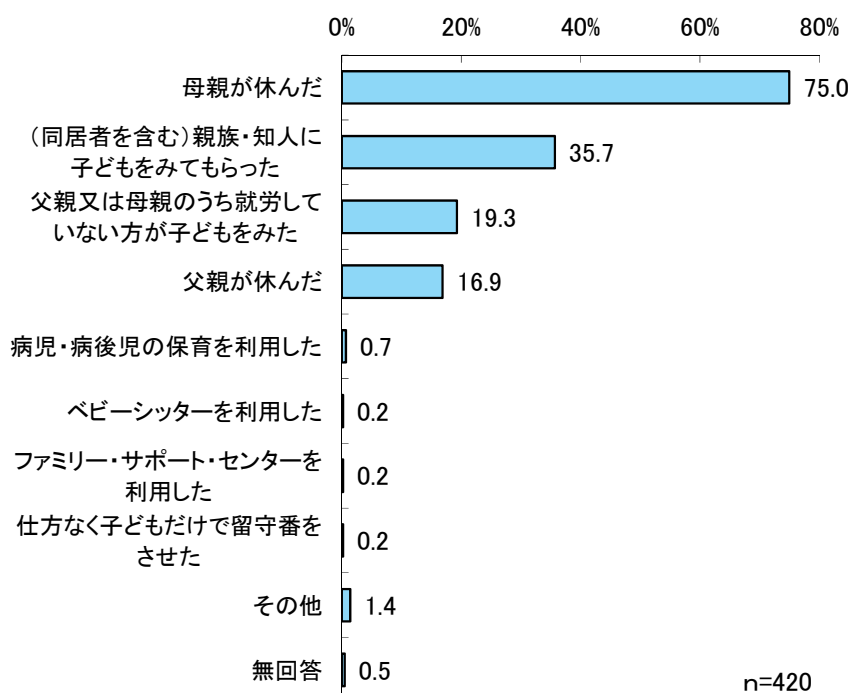


⑭教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法〔複数回答〕

病気等で普段利用している教育・保育の事業ができなかった場合の対処方法について、就学前児童では、「母親が休んだ」(75.0%) が最も多く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」(35.7%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(19.3%)、「父親が休んだ」(16.9%) が続いている。

【教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法】

就学前児童

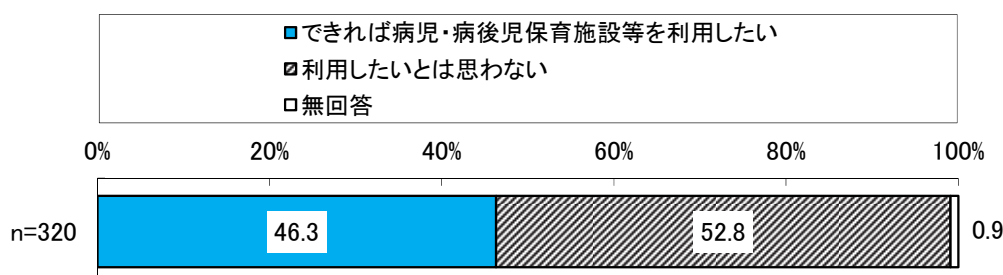


⑮施設に預けたいと思った経験〔単数回答〕

子どもの病気等で普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法として『父親が休んだ』『母親が休んだ』と答えた方に、施設に預けたいと思った経験をたずねたところ、就学前児童では、「利用したいとは思わない」が52.8%を占め、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が46.3%であった。

【施設に預けたいと思った経験】

就学前児童



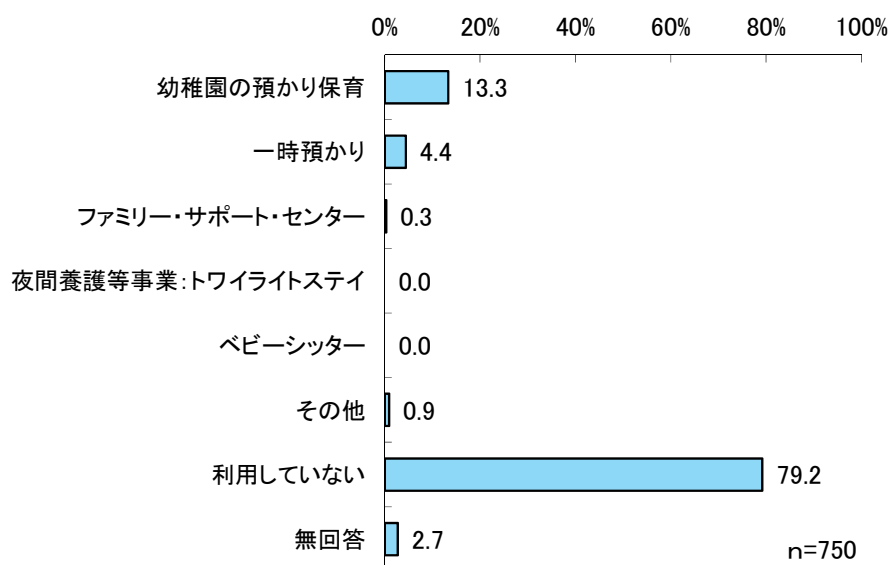
⑯不定期に利用する預かり事業の利用状況と利用意向

一時的な預かり事業の利用状況について、就学前児童では、「利用していない」が79.2%を占めており、具体的に利用しているものとしては、「幼稚園の預かり保育」(13.3%)、「一時預かり」(4.4%)、「ファミリー・サポート・センター」(0.3%)の回答があった。

一時的な預かりの利用意向については、「利用する必要はない」が55.9%、「利用したい」は39.7%となっている。

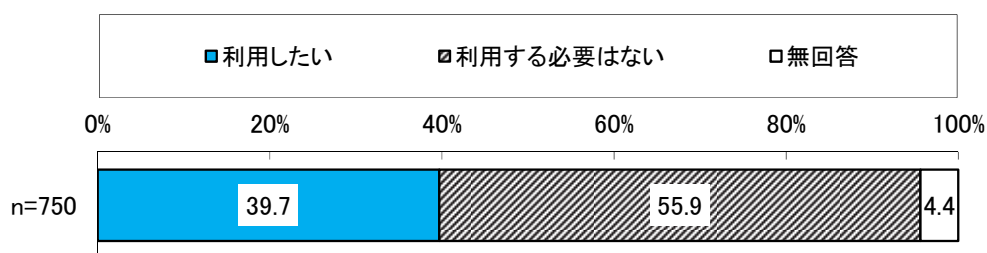
【不定期に利用している事業】(複数回答)

就学前児童



【一時的な預かりの利用意向】(単数回答)

就学前児童



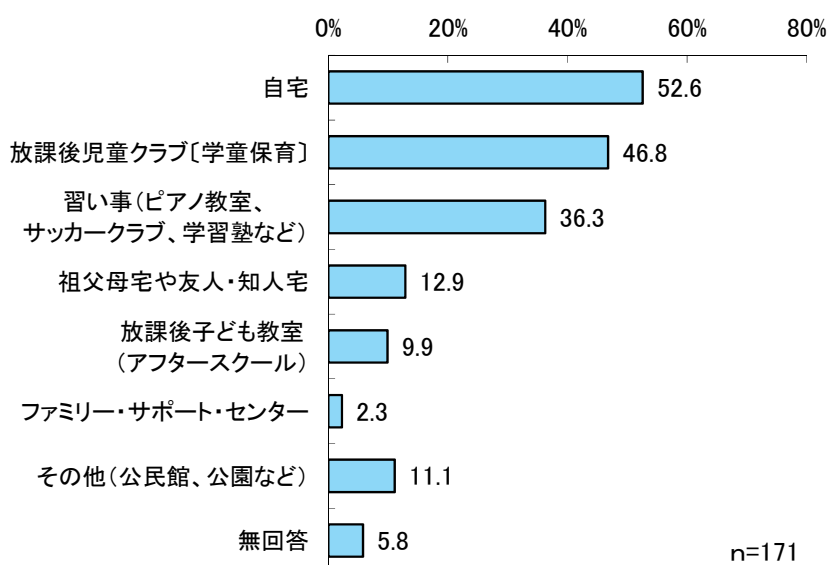
⑪小学校就学後の放課後の過ごし方の希望〔複数回答〕

小学校就学後の放課後に子どもを過ごさせたい場所としては、小学校低学年では、「自宅」(52.6%)が最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(46.8%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(36.3%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(12.9%)などが比較的高い割合を占めている。

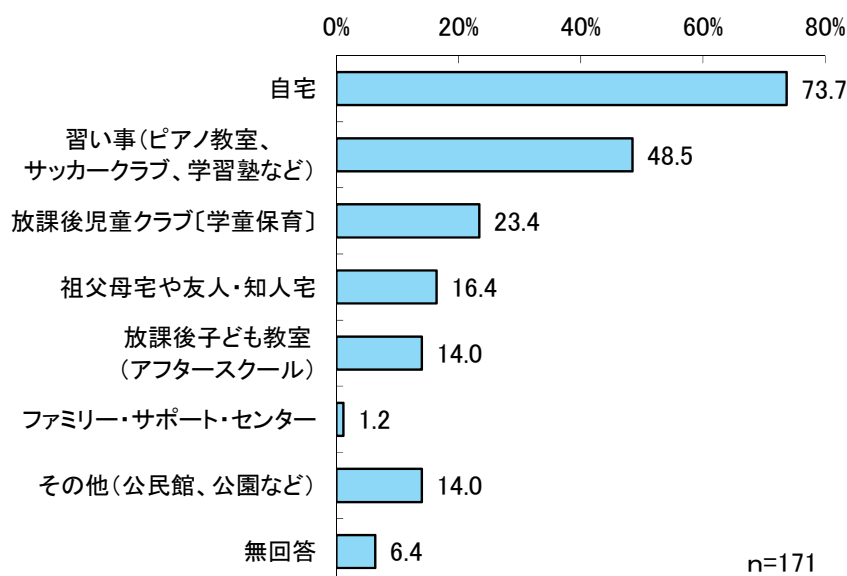
小学校高学年では、「自宅」(73.7%)が最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(48.5%)、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(23.4%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(16.4%)などが、比較的高い割合を占めている。

【小学校就学後の放課後の過ごし方の希望】

低学年



高学年



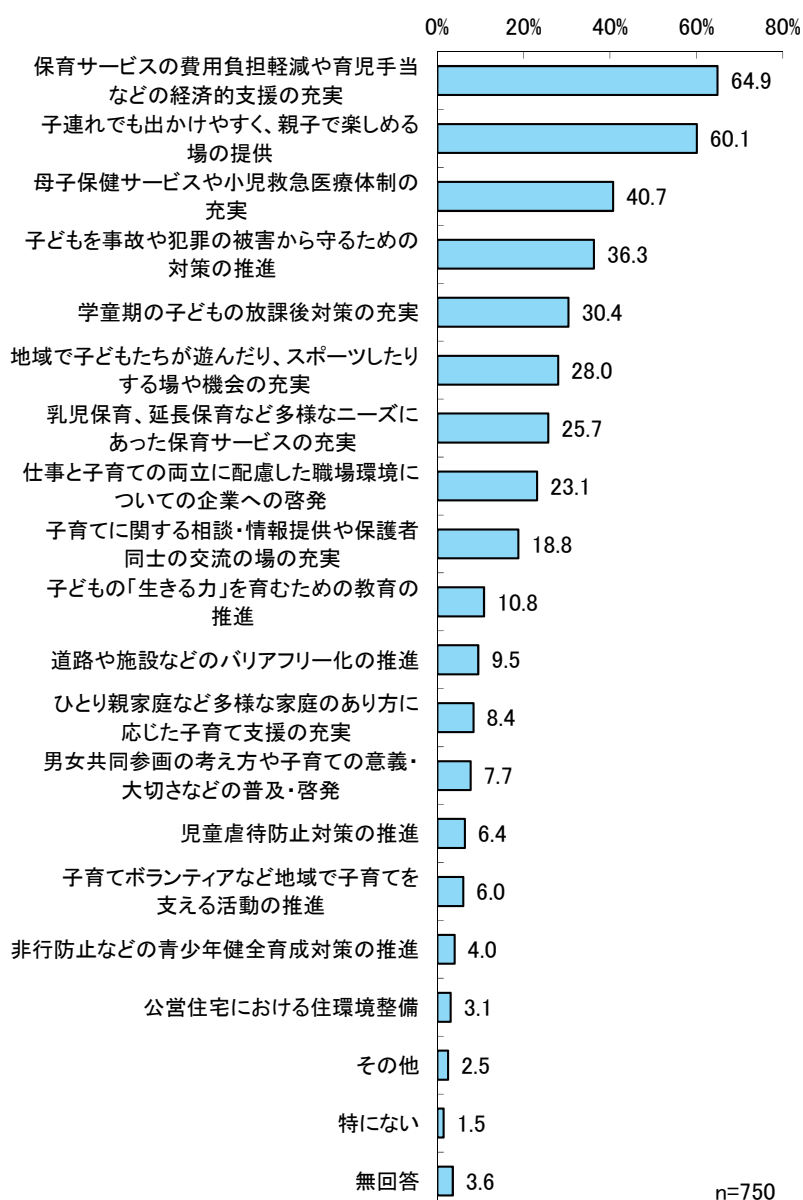
⑩筑前町に期待すること〔複数回答〕

子どもを健やかに生み育てるために筑前町に期待することについて、就学前児童では、「保育サービスの費用負担軽減や育児手当などの経済的支援の充実」(64.9%)との回答が最も多く、これに次ぐ「子連れでも出かけやすく、親子で楽しめる場の提供」(60.1%)とともに半数以上の回答を得ており、以下「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」(40.7%)、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(36.3%)などが高い割合を占めている。

小学生児童では、「保育サービスの費用負担軽減や育児手当などの経済的支援の充実」(50.2%)との回答が最も多く、これに次ぐ「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(49.2%)とともに約半数の回答を得ており、以下「子連れでも出かけやすく、親子で楽しめる場の提供」(42.5%)、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」(32.9%)などが高い割合を占めている。

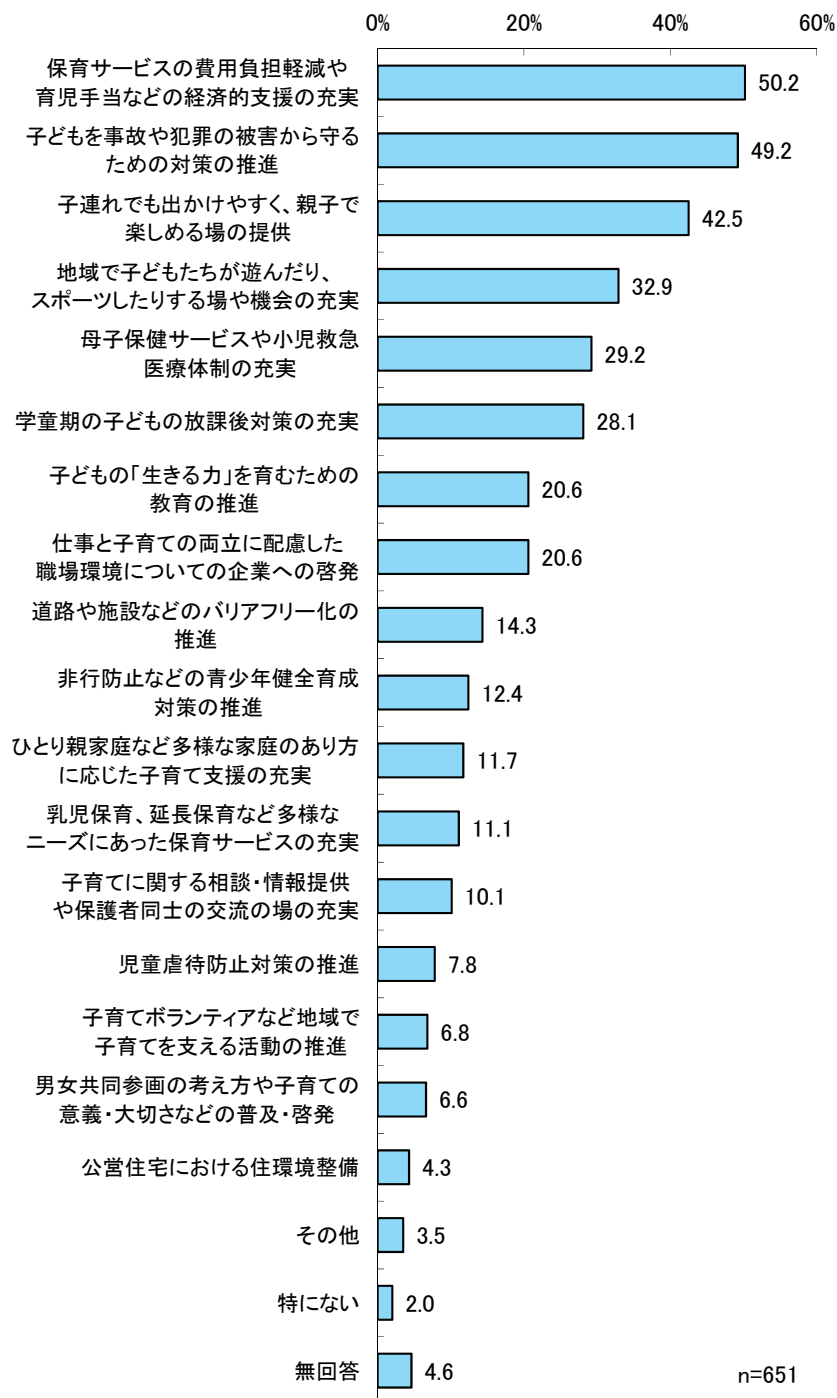
【子どもを健やかに生み育てるために筑前町に期待すること】

就学前児童



【筑前町に期待すること】

小学生児童



2. 用語解説

【か行】

教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のこと。

子育てサークル

子育て中の保護者が集まって、日常生活の悩みや子育てに関する相談、情報交換などを行うグループの活動。

子育て支援センター

保育所などに設置している事業で、地域の子育て家庭に支援活動を行うことを通して、地域全体で子育てを行う基盤の形成を図ることを目的としている。具体的には、子育てに関する相談や情報提供、育児サークルに対する支援などを行う。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいい、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本に、その上で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指す。

子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に可決・成立し、公布された。

子どもの権利条約

子どもの健やかな発達や主体性の尊重などをうたった国際条約。平成元年（1989 年）の国連総会で採択され、翌年発効した。平成 26 年 11 月現在、世界 194 力国が批准。日本は平成 6 年（1994 年）に正式に批准した。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。平成 26 年 4 月に、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。

市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、全市町村で作成するもの。幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画。

シックハウス

新築や改築（リフォーム）直後の室内空気汚染によって引き起こされる病気。症状として、新築や改築直後から遅くとも数か月以内に、家の中に入ると目がしみる、涙が出てくる、鼻水が出る・鼻が詰まる、喉が痛い、動悸がする、頭が重いなど、多様な症状が出現する。

児童福祉法

昭和 22 年に制定された児童についての根本的、総合的な法律。次代の社会の担い手たるすべての児童の健全な育成、福祉の積極的増進を基本精神とする。

食育推進計画

食育基本法の第二章第十八条「市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。」において、各自治体が食育を推進するために定める総合的な計画。

白いポスト

有害な図書を回収するためのポスト（ボックス）。

スクールガードリーダー

子どもの安全を守るために、①通学路の巡回活動、②不審者対応についての学校へのアドバイス、③各地域で子どもを見守る「学校安全ボランティア（スクールガード）」の指導等の活動を行っている警察OBや教員OB等の防犯の専門家。

スクールカウンセラー

小中学校・高校における生徒指導や相談機能を充実するため、県教育委員会が配置する相談員。児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士などを配置している。

【た行】

筑前町子どもの約束

基本的な人間力をつけ、どんな場面や場所でもたくましく生き抜くことが出来る“筑前っ子”に育ってほしいという願いや思いが込められている“筑前町子どもの約束”を推進するため、関係団体と共に、具体的な取り組みを行うもの。

一つ、私は、「おはよう」「こんにちは」元気いっぱいあいさつします。【あいさつ】

一つ、私は、早寝、早起き、朝ごはん、規則正しい生活に努めます。【生活習慣】

一つ、私は、「ありがとう」の言葉で感謝を伝えます。【感謝】

一つ、私は、やさしい言葉づかいで、家族、友達、お年寄りを大切にします。【おもいやり】

一つ、私は、自分の命、みんなの命を大切にします。【命】

一つ、私は、筑前町の豊かな自然を守るために、今できることをがんばります。【郷土愛】

一つ、私は、夢を持ち、何ごとともチャレンジすることを大切にします。【こころざし】

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法第二章第四節第十九条「国及び地方公共団体の機関、それらの長またはそれらの職員で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。）を策定するものとする。」において策定を義務付けられている行動計画。

届出保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事が認可している認可保育所以外の施設の総称。

【な行】

認可保育所

国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された施設。地方自治体が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があり、いずれも市町村において入所の手続きが必要。

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

【は行】

バリアフリー

障がいのある人が生活している上で障壁（バリア）となるものを除去する（フリー）という意味で、1974年に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したところから使われるようになった。これは、室内の段差などの物理的障壁、障がいのために特定の資格が取得できない制度の障壁、情報が伝わらないという障壁、障がい者への差別・偏見などの心理的障壁等、すべての障壁を取り除こうという考え方。

ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動をいう。

放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業（学童保育）を指す。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して設置する、適切な遊び及び生活の場のこと。厚生労働省が主導。

母子保健法

母性及び乳幼児の健康の保持・増進のため、保健指導・健康診査・医療その他の措置について定めている法律。

【や行】

幼児教育・保育の無償化

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」に基づき創設された「子育てのための施設等利用給付」による。市町村は、①の対象施設等を、②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

②支給要件

以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものを対象とする

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

幼稚園

満3歳から小学校就学前までの幼児を対象に、「幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長すること」を目的とする、文部科学省に認可された学校施設。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

3. 筑前町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、筑前町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項の各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもの教育、保育に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は子育て会議を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

資料編

(関係者の出席等)

第7条 会長は子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴き、若しくは関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 筑前町子ども・子育て会議委員名簿

団体・役職等	職名	氏名	備考
民生委員児童委員協議会	主任児童委員	橋本 栄子	
町教育委員会代表	教育委員	佐藤 純子	副会長
町社会教育委員代表	社会教育委員	野見山 美樹	
保育所（園）代表	なずな保育園長	江藤 健史	会長
幼稚園代表	中津屋幼稚園長	柿原 篤子	
町小学校代表	三輪小学校長	東野 正美	
就学前保護者代表	子育て支援センター利用者代表	佐藤 彩子	
就学前保護者代表	子育て支援センター利用者代表	高瀬 小百合	
小中学校保護者代表	三輪小学校PTA会長	石丸 充	
町男女共同参画センター	男女共同参画センター館長	田中 富久美	
町社会福祉協議会	社会福祉協議会事務局長	森部 純一	
町商工会	商工会事務局長	萩尾 敏	

5. 筑前町子ども・子育て支援事業計画策定経過

期 日	内 容
【第1回】 平成31年3月20日	・平成29年度筑前町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告
【第2回】 令和元年10月11日	・平成30年度筑前町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画の策定状況説明
【第3回】 令和2年1月22日	・第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画（案）について
【第4回】 令和2年3月2日	・第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画（案）について

～みつめよう 子どもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり～

第2期
筑前町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 筑前町 こども課
〒838-0802 福岡県朝倉郡筑前町久光 951 番地 1
TEL (0946) 24-8767 (直通)
FAX (0946) 23-1034



